

官報

号外 昭和三十六年六月五日

第三十八回 参議院會議錄第三十四号

昭和三十六年六月五日(月曜日)

午後二時四十分開議

議事日程 第三十三号

昭和三十六年六月五日

午前十時開議

第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

第二 愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、日程の順序を変更して日程第八を議題とすることの動議

一、日程の順序を変更して日程第三を議題とすることの動議

一、農林水産委員長解任決議案
一、日程第三 農業基本法案
○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鍋島 直昭君
法務委員 笹森 順造君
同 赤松 常子君
外務委員 泉山 三六君

大蔵委員 永末 英一君
文教委員 宮澤 喜一君
農林水産委員 武内 五郎君
建設委員 小林 孝平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 宮澤 喜一君
法務委員 泉山 三六君
同 永末 英一君
外務委員 笹森 順造君
文教委員 赤松 常子君
農林水産委員 鍋島 直昭君
建設委員 小林 孝平君
武内 五郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

非鉄金属価格安定臨時措置法案(多賀谷賀谷眞穂君外十七名提出)
地下資源開発株式会社法案(多賀谷眞穂君外十七名提出)

農工委員会に付託
積雪寒冷特別地域における鉄道交通の交通の確保に関する特別措置法案(石田寅全君外四十九名提出)

運輸委員会に付託

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(三宅正一君外四十四名提出)
建設委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

災害対策基本法案

地方行政委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業保険事業団法案

農林水産委員会に付託

同日左の本院提出案を衆議院に送付した。
昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案可決報告書
急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案可決報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書
農業基本法案(閣法第四四号)可決報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

原子力損害の賠償に関する法律案可決報告書

原子力損害賠償補償契約に関する法律案可決報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

雇用促進事業団法案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
選挙制度審議会設置法案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
同日本院は、電波監理審議会委員に金子鋭君及び田上稜治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

雇用促進事業団法
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律
選挙制度審議会設置法

七七八

昭和三十六年六月五日 参議院會議録第三十四号 日程の順序を変更して日程第三を議題とするこの動議

津島 壽一君 野田 俊作君

大川 光三君 劔木 亨弘君

重政 庸徳君 西川 甚五郎君

下村 定君 湯澤 三千男君

井野 碩哉君 永末 英一君

基 政七君 田上 松衛君

田畑 金光君 片岡 文重君

相馬 助治君 向井 長年君

天田 勝正君 東 隆君

松浦 清一君 村尾 重雄君

中村 正雄君 曾根 益君

赤松 常子君 棚橋 小虎君

○議長(松野鶴平君) 宮澤喜一君外一名から、賛成者を得て、日程の順序を変更し、日程第三を議題とするこの動議が提出されました。

よって本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもって行ないます。

賛成の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。――すみやかに御投票願います。

ただいま行なわれております投票につきましましては、自後五分間に制限いたします。(拍手)――時間が参ります。

は投票箱を開鎖いたします。すみやかに御投票願います。――時間が参ります。

すれば投票箱を開鎖いたします。すみやかに御投票願います。

制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十九票

白色票 百三十七票

〔拍手〕

青色票 六十二票

賛成者(白色票)氏名 百三十七名

牛田 寛君 村山 道雄君

谷口 慶吉君 森 八三三君

柏原 ヤス君 小井 芳平君

田中 清一君 櫻井 志郎君

加賀山之雄君 稲浦 隆蔵君

大泉 寛三君 加藤 正人君

白木義一郎君 鈴木 恭一君

佐藤 芳男君 吉江 勝保君

奥 むめお君 辻 武壽君

竹中 恒夫君 三木與吉郎君

苔米地英俊君 田中 啓一君

山本 米治君 佐藤 尚武君

天坊 裕彦君 近藤 鶴代君

村松 久義君 堀 末治君

藤野 繁雄君 北條 尚八君

太田 正孝君 笹森 順造君

黒川 武雄君 泉山 三六君

杉原 荒太君 野上 進君

山本 杉君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 米田 正文君

鳥島徳次郎君 岸田 幸雄君

北島 教良君 金丸 富夫君

川上 為治君 徳永 正利君

仲原 善一君 鈴木 万平君

手島 栄君 大谷藤之助君

鍋島 直紹君 石谷 憲男君

増原 恵吉君 佐野 廣君

後藤 義隆君 中野 文門君

前田佳都男君 上原 正吉君

岩沢 忠恭君 武藤 常介君

野本 品吉君 小柳 牧衛君

宮澤 喜一君 谷口弥三郎君

杉浦 武雄君 新谷寅三郎君

西郷吉之助君 木内 四郎君

石原幹市郎君 斎藤 昇君

吉武 恵市君 永野 護君

下條 康麿君 小林 英三君

田中 茂穂君 柴田 栄君

江藤 智君 西田 信一君

林田 正治君 木島 義夫君

村上 春蔵君 鹿島 俊雄君

植垣弥一郎君 赤間 文三君

青田源太郎君 安部 清美君

堀本 宜実君 松村 秀逸君

松野 孝一君 井川 伊平君

堀見 俊二君 上林 忠次君

堀原 茂嘉君 高橋 衛君

高野 一夫君 河野 謙三君

横山 フク君 平島 敏夫君

館 哲二君 松平 勇雄君

小林 武治君 大谷 賛雄君

青柳 秀夫君 井上 清一君

加藤 武徳君 高橋進太郎君

小沢久太郎君 古池 信三君

秋山俊一郎君 安井 謙君

重宗 雄三君 堀木 謙三君

郡 祐一君 草葉 隆圓君

一松 定吉君 青木 一男君

鹿島守之助君 津島 壽一君

劔木 亨弘君 重政 庸徳君

西川甚五郎君 湯澤三千男君

井野 碩哉君 植竹 春彦君

永末 英一君 基 政七君

田上 松衛君 田畑 金光君

相馬 助治君 向井 長年君

天田 勝正君 東 隆君

松浦 清一君 村尾 重雄君

曾根 益君 赤松 常子君

棚橋 小虎君

反対者(青色票)氏名 六十二名

大森 創造君 野上 元君

豊瀬 禎一君 千葉千代世君

山本伊三郎君 小柳 勇君

鶴岡 哲夫君 横川 正市君

鈴木 強君 中村 順造君

松永 忠三君 占部 秀男君

森 元治郎君 鈴木 壽君

伊藤 顕道君 藤田 進君

亀田 得治君 加瀬 完君

阿貝根 登君 大和 与一君

大倉 精一君 中田 吉雄君

荒木正三郎君 小西井義男君

高田なほ子君 光村 祐助君

加藤シヅエ君 吉田 法晴君

木村福八郎君 小林 孝平君

松澤 兼人君 岩間 正男君

野坂 参三君 須藤 五郎君

米田 勲君 大矢 正君

森中 守義君 北村 暢君

安田 敏雄君 藤田藤太郎君

相澤 重明君 木下 友敬君

平林 剛君 秋山 長造君

久保 等君 永岡 光治君

戸叶 武君 椿 繁夫君

矢嶋 三義君 成瀬 輔治君

岡 三郎君 佐多 忠隆君

田中 一君 重盛 壽治君

藤原 道子君 千葉 信君

近藤 信一君 羽生 三七君

内村 清次君 江田 三郎君

野溝 勝君 松本治一郎君

○議長(松野鶴平君) 日程第三、農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。(拍手)

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日議員亀田得治君から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

農林水産委員長解任決議案

昭和三十六年六月五日 参議院會議第三十四号 議事日程追加の件 農林水産委員長解任決議案

七八〇

○議長(松野鶴平君) お諮りいたします。

ただいま報告いたしました農林水産委員長解任決議案は、委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって農林水産委員長解任決議案(亀田得治君発議)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 宮澤喜一君外一名から、賛成者を得て、本案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人五分に制限することの動議が提出されました。

よって、この時間制限の動議について採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。(投票中だ)と呼ぶ者あり)——すみやかに御投票願います。

す。——(時間制限)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。(拍手、何でもかんでも五分じゃないか)議長、十分と言えは賛成しますよ。「五分じゃひどいよ」と呼ぶ者あり)時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。

制限時間に達しました。投票箱を閉じます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三票
白色票 百四十票
青色票 六十三票

よって、本案の議事における質疑、討論その他の発言時間は、一人五分に制限することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百四十名

牛田 寛君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 森 八三三君
田中 清一君 加賀山之雄君
稲浦 鹿蔵君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 加藤 正人君

白木義一郎君 鈴木 恭一君
佐藤 芳男君 吉江 勝保君
奥 むねお君 辻 武壽君
竹中 恒夫君 三木與吉郎君
苦米地英俊君 田中 啓一君
山本 米治君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 近藤 橋代君
村松 久義君 堀 未治君
藤野 繁雄君 村上 義一君
北條 篤八君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
杉原 荒太君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 米田 正文君
鳥島徳次郎君 岸田 幸雄君
北畠 教真君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
仲原 善一君 鈴木 万平君
手島 栄君 大谷藤之助君
鍋島 直紹君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 佐野 廣君
後藤 義隆君 中野 文門君
前田佳都男君 上原 正吉君
岩沢 忠恭君 武藤 常介君
野本 品吉君 小柳 牧衛君
宮澤 喜一君 谷口弥三郎君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 木内 四郎君
石原幹市郎君 斎藤 昇君
吉武 恵市君 永野 護君
下條 康磨君 林屋亀次郎君
小林 英三君 大野木秀次郎君
田中 茂穂君 柴田 栄君

江藤 智君 西田 信一君
林田 正治君 木島 義夫君
村上 春蔵君 鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君 赤間 文三君
青田源太郎君 安部 清美君
堀本 宜実君 松村 秀逸君
井川 伊平君 堀見 俊二君
上林 忠次君 梶原 茂嘉君
高橋 衛君 高野 一夫君
河野 謙三君 横山 フク君
平島 敏夫君 館 哲二君
松平 勇雄君 小林 武治君
大谷 賢雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 秋山俊一郎君
小山邦太郎君 安井 謙君
迫水 久常君 重宗 雄三君
堀木 鎌三君 郡 祐一君
草葉 隆圓君 一松 定吉君
鹿島守之助君 野田 俊作君
岡村文四郎君 鈴木 亨弘君
重政 庸徳君 西川甚五郎君
湯澤三千男君 井野 碩哉君
植竹 春彦君 永末 英一君
基 政七君 田上 松衛君
田畑 金光君 片岡 文重君
相馬 助治君 向井 長年君
天田 勝正君 東 隆君
松浦 清一君 村尾 重雄君
曾祿 益君 山田 節男君
赤松 常子君 棚橋 小虎君

反対者(青色票)氏名 六十三名
大森 創造君 野上 元君
豊瀬 禎一君 千葉千代世君
山本伊三郎君 小柳 勇君
鶴岡 哲夫君 横川 正市君
鈴木 強君 中村 順造君
松永 忠二君 占部 秀男君
森 元治郎君 鈴木 壽君
伊藤 顕道君 藤田 進君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿具根 登君 大和 与一君
大倉 精一君 中田 吉雄君
荒木正三郎君 小酒井義男君
高田なほ子君 光村 甚助君
加藤シヅエ君 清澤 俊英君
吉田 法晴君 大村福八郎君
小林 孝平君 松澤 兼人君
岩間 正男君 野坂 参三君
須藤 五郎君 米田 勲君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 安田 敏雄君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
木下 友敬君 平林 剛君
秋山 長造君 久保 等君
永岡 光治君 戸叶 武君
椿 繁夫君 矢嶋 三義君
成瀬 暢治君 岡 三郎君
佐多 忠隆君 田中 一君
重盛 壽治君 藤原 道子君
千葉 信君 近藤 信一君
羽生 三七君 内村 清次君
江田 三郎君 野溝 勝君
松本治一郎君

○議長(松野鶴平君) これより発議者の趣旨説明を求めます。亀田得治君。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

農林水産委員長解任決議案
右の議案を発議する。

昭和三十六年六月五日

発議者 亀田 得治

賛成者

阿具根 登 相澤 重明
秋山 長造 荒木正三郎
伊藤 顕道 内村 清次
占部 秀男 江田 三郎
大河原 一 大倉 精一
大森 創造 大矢 正
阿 三郎 加瀬 完
加藤シヅエ 木村清八郎
木下 友敬 久保 等
小酒井義男 小柳 勇
近藤 信一 佐多 忠隆
坂本 昭 重盛 壽治
鈴木 強 鈴木 壽
田中 一 高田なほ子
千葉千代世 千葉 信
椿 繁夫 鶴岡 哲夫
戸叶 武 豊瀬 禎一
中田 吉雄 中村 順造
永岡 光治 成瀬 暢治
野上 元 野溝 勝
羽生 三七 平林 剛
藤田藤太郎 藤原 道子
松澤 兼人 松永 忠二
松本治一郎 光村 甚助

森 元治郎 森中 守義
矢嶋 三義 山本伊三郎
横川 正市 米田 勲
参議院議長松野鶴平殿

農林水産委員長解任決議案

本院は、農林水産委員長藤野繁雄君を委員長の職より解任する。
右決議する。

理由

委員長は、農業基本法案の審議にあたり、中央公聴会も開かず、独断的に審議を行なつたことは、公正なる委員長として許し得ない行為である。

○亀田得治君 初めに決議案を朗読いたします。

本院は、農林水産委員長藤野繁雄君を委員長の職より解任する。
右決議する。(拍手)

簡単に趣旨の説明を申し上げたいと存じます。

藤野委員長は、個人的にはまことにりっぱなお人柄であるといふことは、皆さんも御存じの通りであります。(拍手)平素は、宿舎におかれまして、植物をみずから植えられ、わずかの土地を使つて農にいそしんでおられると聞いております。私たちは、こういう委員長を持つてゐることを、個人的には大へんうれしく思ふのであります。ただし、残念なことには、今

回の農業基本法案の扱い方につきましては、私たちは委員長のやり方に同意するわけに参らないのでございます。

(拍手)

その第一点は、今回の審議にあたりまして、私たち社会党は、ぜひとも、これは重要な法案でありますから、中央公聴会、場合によっては参考人でもいいわけでありますが、ぜひこの手続だけはとるべきであると、こういうことを主張して参つたのであります。今までの本院における審議の例から見ましても当然であります。今国会においては、農林水産委員会では森林二法を審議いたしました、その二法ですら、農林水産委員会では参考人を呼んで意見を聞いてゐるのであります。しかるに、農民が重大な関心を持つてゐるこの法案について、参考人を呼びこたないで押し切つてしまふといふことは、はなはだ私は間違つてゐると思えます。(拍手)しかも、それが、日が十分ないといふことであれば別であります。今回の農業基本法案に関する審議に關する議事につきましては、社会党は継続審議を主張してゐるわけですから、その点についての意見はなかなか合いませんでした。自民党の皆さんと、民社、同志会、無所属の皆さんが御相談をされて、審議の日をきめていかれたのであります。その自民党の皆さんがおきめになりました審議の日程、それを動かさないでも、この中央

公聴会というものは持てる格好になつていたのであります。それにもかかわらず、なおかつ頑強に中央公聴会を開きにならない。私は、藤野委員長のこれは個人的な意見でやりになつたものとは考えておりません。おそらくその背後には、自民党の皆さんの強引な圧力というものがかつていたのではないかと思ふのであります。(拍手)しかし、藤野委員長は自民党の委員長ではありません。国会の委員長なんでありまから、そのような圧力はやはり押えて、さうして開くべき中央公聴会を持つていく、こういうふうに出られるならば、個人的にもりっぱな藤野委員長は、公人としても大へん名声を博したのであらうと、私は大へん残念に思つてゐるのであります。

第二に申し上げたい点は、三十一日に農業基本法案に関する質疑が打ち切られました。この質疑の打ち切りの仕方にも、私たちは納得できないものを感じるのであります。三十一日午後、藤野委員長は、第二委員会室で農林水産委員会を開きましたが、その委員会の空気が、私が入つてみますと、異様な雰囲気包まれておりました。

○議長(松野鶴平君) 亀田君、時間が超過しました。

○亀田得治君(続) そういうわけで、これは何か委員長と与党の理事が陰謀をたくらんでゐるのではないか、こういうことを感じたのであります。そこ

で私は、委員長に、非常に委員会の空気がおかしいが、この質疑の途中で、あるいは質疑が終わつた適当なときに、突然質疑打ち切りの動議を出すことをしめし合せてゐるのではないかと。農林水産委員会は、重要な農業基本法案の審議のためには、われわれも押えるべきところは押えて、慎重に協議もし、審議を進めてきたのであります。たとい意見が違ひましても、もし自民党の中でそのような考え方があれば、委員長から事前にわれわれに、こういう意見が出てゐるがどうかというのを諮つてもらいたい。こういうことを提言したわけでありまから。(時間だ)と呼ぶ者ありいろいろそこで紛糾がありました。が、今おっしゃられたような、でかい声も出ましたが、しかし、委員長も、私の言ふことがなるほどその通りだといふことで、そのときには納得されまして、後に理事会が持たれたのであります。その理事会でいろいろ聞きますと、やはり私が懸念してゐたようなことがあつたのであります。私は、農林水産委員会の、本国会における各会派の、まじめな、ほんとうに中身の入つた審議を尽くしてきたこの経過から見ると、そのような陰謀がたくらまれたことは、はなはだ遺憾にたえないのであります。(拍手)これも藤野委員長の勝手な個人的意見ではないでしよう。自民党の一つの国会対策としての圧力

として、そのようなことが考えられたものと思ひます。

以上、私は、中央公聴会並びに三十一日における質疑打ち切りに関する委員長のとられた態度に對しまして遺憾の意を表するとともに、解任決議案の理由とする次第でございます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 質疑の通告がございまして、順次発言を許します。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私は、ただいま提案せられました亀田議員に對しまして、次の諸事項をただすものであります。

亀田議員は、皆様御承知の通り、ことに包容力を持ち、実にこういふ解任決議案などというものに對しては興味のないはずの方であるのであります。にもかかわらず、きょうこの決議案を提案せられるということは、よくよくのことがなければならぬと私は思うのであります。(拍手)ことに、数ある自民党議員の方々の中でも珍しいほど、藤野議員は平素りつぱであると私は聞いていますのであります。私は公的なおつき合ひは浅いのでございますが、しかし、今度のあげられまして解任決議案の二つの点、第一は中央公聴会、ないし、それができなければ、せめて参考人だけでも呼びたいという、実に謙虚な、低姿勢な、この要求提案に對しても、あえてこれを行なわなかつたということが第一の理由になつ

ているのであります。第二の点は、ことに、世上俗な言葉で言へば、あき果ねらひのように、野党の第一党がまだ出席してない間に、強行にこれを採決して本会議に回すというよりなことは、平素の藤野委員長としては私ども考えられないところでありまして、おそらくこの解任決議案に關しては、藤野さん、あなたは一身上の弁明をなさる必要があろうと思ひし、私はそれを期待するのであります。ゆつくりと一つ一身上の弁明をお聞きし、かつまた、提案者への質疑に對してこれから御答弁があると思ひますので、その上で私は賛否をきめたい。多くの議員の皆様もそうだろうと思ひます。

そこで、まず提案者にお伺いをいたしますが、あなたがよくよくこの氣持で、ここに提案をせられ、賛同を求められている中の中央公聴会の点であります。事もあるうに藤野さんは、おそらく委員長の出身は長崎であつたろうと思ひます。一週間はど前の新聞に写真が出版して、農民は家屋敷を売りに出しても売れない悲惨な農業経済の実態が書かれておりました。私も農村の出身の一人といひましたし、全く涙とともにこれを説きましていただきました。それだけに、今度の農業基本法が漸次一般農民に浸透するにあつて、御承知のように非常なる問題があり、ある県では農業会の中心的な方々が、徹底的に、この池田内閣

のもとにおける農業基本法はこれはけしからぬ、本来、自由民主党に味方をせられてこれらの方々が、だんだんとそういう態度をとられつつあるのも、(そんな事実はないよ)と呼ぶ者あり)ほんとに鹿児島では、ないかも知れませんが、(笑聲)それ以外に実に悲惨な状態が出ていますのであります。そのよくなこの農業法をめぐる百般の議論に對して、ここで、わずか一日や二日を待たせても、なぜ委員長は公聴会という手続をとらなかつたのか、この点ばもつと詳しく私は提案者にその前後の事情を承りたいのであります。ことに、農業法が衆議院におけるかような採決、最近とみに乱れつつある多数の力による、多数を頼む議会の運営、これが参議院にも漸次導入されつつあるようにも思われる。このような先鞭をかつて藤野委員長が、大きくわが国の民主主義、議會主義というものの一端を破壊するような行動をとつたに至つたところの、もつとも根本的圧力は自民党と党からかかつたとか、いろいろ聞きましたが、そのみでは私はまだ満足できないのであります。(そんなことないよ)と呼ぶ者あり)なければない事情を、また詳しくお伺いをいたしたいのであります。

さらにお伺いをいたしますが、この農業法、これがほんとうに、従来、参議院における予備審査を含む審査過程において、どういふ日程と、どういふ

身の入つた審議がなされたのか。ほんとうに、第一の点の公聴会、参考人を必要としないほど、機が熟していたのかどうかという点であります。その経過を十分一つ丁寧に誠意をもつてお答えをいただきたいと思います。三十一日の日に強行に採決をされたというところであります。この強行採決に對して、野党第一党の日本社会党委員は出席するいとまもないままに、押し切つて、何でも議決をしたとか、しないとか、その点が……。(出席したよ)と呼ぶ者あり)出席したという声もありますので、ほんとうの真相というものはどういふものであつたのか、一つ詳しくお伺いをいたしたいのでござい

ます。

○議長(松野鶴平君) 藤田君、時間が参りました。(時間だ、時間だ。)

呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○藤田進君(続) ヤジが多いと提案者に聞かえにくいと思ひますので、どうぞ静かに。議長、注意して下さい。

こゝろやかましくちや発言しにくい。

私は藤野委員長が就任された昨年、全会一致、藤野さんならりつぱであらうというので、今日平林文教委員長のよう、実に慎重に、しかも不偏不党、公平忠実、憲法第五十八条がきめた役員にふさわしい行動をとられるであらう、国会法第十六条にきめてある任務を完全に果たされるであらう、かように私どもは期待をいたしたのであ

ります。しかし、平素、就任以来、藤野委員長がどういふこの農水委員会の運営をやつてこられたか、これも参考までに、賛否をきめるについての一つの資料として……。

○議長(松野鶴平君) 藤田君、時間が参りました。

○藤田進君(続) 一つお聞かせをいただきましたと存じます。

さらにお伺いをいたしますが、農水で理事会がこの三十一日の日に持たれて、その理事会における模様というものは、私どもの合点のいかないところなのであります。亀田提案者は、おそらく農水の理事でもあつたろうと思ひるので、この間の事情を一つ詳しくお答えをいただきたいと思います。

私は質疑者でありまして、五分間という、私ども不賛成であります。制限があるようであります。答弁者はその制限はないと私は了解をいたしております。もし許されれば、私は御答弁によりましては再度質疑に立ちたいと思ひます。議長においてよろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

(拍手)

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 お答えいたします。ただいまの藤田議員の御質問は相当多岐にわたつていたわけであります。委員会の運営に關する点につきまして、まずお答えをいたします。

藤野委員長の平素の運営の仕方は、

きわめて熱心の一語に尽きるのであります。(拍手)われわれ社会党の委員も、この点は大へん敬服いたしております。ただ少し、ときどき大きな声を出されるので、皆さんが迷惑をされる。欠点を言えばそういうところかと、ひそかに考えているのであります。ことに、社会党の委員の諸君は耳が音楽的にできているものですから、委員長の大きな声が質疑の途中に入りますと、せっかくの身の入った質疑がときどき途切れるような格好になることがある。これは、小林委員などが特に私にたびたび訴えられたことでありまして、それ以外に、藤野委員長の皆さんの委員会の運営の仕方について、あまり不足を聞いたことはないのではありません。そういう方でありまして、元来、藤野委員長は、先ほど、藤田議員も御存じのように、長崎の出身でござります。(八百長はやめろ)と呼ぶ者あります。(八百長とは何ですか。——藤野委員長は、明治十八年の四月に長崎県南高来郡国見町神代にお生まれになったのであります。カミシロというのは神代と書くのであります。私は、今回の重大な解任決議案を出すにあたりまして、やはり出身がどこであるか、こういう点をよく調べてかかりますと、人を傷つけることにもなります。ところが、お生まれになったのが神代でありまして、なるほど藤野委員長の性格

にふさわしい所でお生まれになったと思つて、私は、はたせるかなと思つて、これを見て感心したわけでありま

す。長じまして、東京高等農学校を卒業されたのであります。現在の東京農業大学であります。卒業された後、まず長崎県の農業技手におなりになりまして、大いに役人としての門出が始まったわけでありまして、いろいろ経られまして、同県の産業組合連合会の会長——農民の皆さんから大へん御支持を受けられて、この要職におつきになったわけでございます。(それと何の關係があるか)と呼ぶ者あり)非常に關係があるのでございます。やはり人間の経歴というものは、委員会の運営の仕方なり、そういうことにこれが全部關係してくるわけでありまして、終りまで聞いていただきますと、なるほど藤田君の質問に対して亀田君はきわめて詳細に熱心に答えているということが御了承願えるわけでありまして。(拍手)

でございます。こういうお方でありますから、平素の参議院農水委員会の運営

につきましては、私たちは全く不足といふものがなかったのでありまして、藤田議員の御了承を得たいと思うわけでございます。しかるに、その委員長が、最初趣旨説明で簡単に申し上げましたように、公聴会を開かない。あるいは三十一日無理やりに質疑の打ち切りをした。なぜこういうことになったか、そのもっと詳細な事情を説明せよ、こういう御質問のようでありまして……。

私たちはこの農基法を取り上げまし

た。○議長(松野鶴平君) 亀田君、発言をやめて下さい。(発言する者多し) ○亀田得治君(統) このときから、公聴会というものは非常に大切な問題だからということで取り上げて参つておるのでございます。自民党の皆さんは、初め中央公聴会を考えていたのであります。自民党の皆さんが、九日過ぎころから、自民党の皆さんの方から、たしか五月十九日だったと思ひますが、十九日に中央公聴会をやりたいという提案がございました。それに対して社会党の亀田理事は、(笑声)農基基本法というものは地方の農民の皆さんの意見を十分聞く必要があるのではないかと。(その通り)と呼ぶ者あり)やはりそうなりますと、中央公聴会ももちろんやるべきであるが、地方公聴会も同時にやるべきではないか。しかも、衆議院におきましては、この地方公聴会を持つにあたりまして、大阪、福岡、仙台、札幌と、こういういろいろなところでおやりになったことは、皆さんも御存じの通りであります。で、社会党といひましては、せっかく地方公聴会をやるのであれば、普通のそういう型通りのことではなしに、直接農民の皆さんの御意見を聞く。従つてまた、この法案に深い関心を持つておられる農業界にこれを持っていて、直接、働く農民の皆さんの御

意見を聞くということが筋が通るのではないかと、こういう提案をいたしましたわけでございます。これは筋が通つてい

るものですから、自民党の皆さんも、あるいは同志会の森さんや——森さんのごときは特に共鳴していただきました。あるいは千田さん……。

然

○議長(松野鶴平君) 亀田君、時間が参りました。(法律を守れ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○議長(松野鶴平君) 亀田君、発言をおやめ下さい。(時間だ、時間だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)

○亀田得治君(統) 地方公聴会はただいま申し上げたようなことになりましたが、中央公聴会につきましては、あらためて考えるということになっていくというのを、江田さんに私は直接そのときに申し上げたくらいでございす。(早くやめろ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)まあ静かに聞きなさい。——そういうわけであります、この中央公聴会を委員長が開かない、こういうことは、会期延長前における私たちの約束を踏みにじっているものと私は感じておるのであります。もちろん、このことにつきましては、私と櫻井理事なり委員長との間で、紙に書いたような約束などをしていくわけではございません。しかし、こういう点は理事会等では間々あることでありまして、一々国会の運営においてきまつたことを紙に書いて判を押すというようなことは、めつたにないのであります。ここはお互いの理事会における紳士的な、まあ言わぬでもわかっているというようなことともいろいろありますし、そういうことでやってきているわけでございます。(紳士的にやれ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)そういうようなわけで、私たちは、当然、この農基法が最終段

階になれば、自民党さんの方から中央公聴会開催ということが、むしろ先方さんから出てくると考えておりまして、しかるに、会期延長後、いかにこの点について要求いたしましたも、一向にお取り上げにならなかったわけでありす。私は大へん残念だと考えております。

○議長(松野鶴平君) 亀田君の降壇を命じます。

○亀田得治君(統) そういふわけでありまして、私は中央公聴会のことだけは、はなはだ遺憾に考えている次第でございす。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。(やめろやめろ)「法律を守れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

○議長(松野鶴平君) 降壇を命じます。

つも出るようではありますが、そうなる
と、私はやはり委員長の運営について
も、そんなに出るんだら、まだまだ
だ農林水産委員会で審議をもっともっ
としなくちゃならぬ、まだまだ検討す
べき内容を十二分に盛り込んでいるの
ではないか、この点が私は、不手ぎわ
とまでは言っていないかどうかわ
かりませんが、その点に対する
亀田議員の、委員長の運営上のやり方
について御所見を承りたいと思うので
あります。また私は、むしろ亀田議員
がこういう提案をされたのであります
から、それはやはり大前提を亀田議員
もおそらく御理解をいただけるものと
思うのであります。そうすると、亀田
議員はここで国会正常化の全体的な大
乗的な立場に立って、議長に対して積
極的に、私はこの審議のこの提案の中
身を通じて、議長に要請という主張
というか、具体的に、ぜひとも議長が
りっぱな運営をしてくれるように、建
言と申しますか、そういうことをされ
なければならぬと思うのでありま
す。そうすると、私は議長に対して一
体何を言うかという、第一には、や
はり議長さんが、たびたびわが党から
も申し上げておられますように、まず一
つ党籍を離脱したらいじやないか、
それをしてないから、今までごたごたも
たもたしているのだ。こんなりっぱな
議長さんに対して、あるいは、する平
であるとか、あるいは権謀術数がたく

ましいとか、まことに私としても不可
解な言葉を吐く人がそこら辺にいるの
じゃないか。これは私はまことに同情
に値すると思うのであります。第二に
は、私は議長さんは、常任委員長を、
これはやはり話し合いによつてちゃん
と公平に分ける。そういうことをして
いなかったかという、かつてそうい
う時代があったのだから、それがあた
りまえの姿なんだから、私はそのよう
にやつておつとも自由民主党の諸君
も、多数を持つてゐるのだから、大き
な態度を持つて、そうして大いに正々
堂々とやろうじゃないか。これは私は
やはり正常化のための一つの大きな姿
でなければならぬと思うのでありま
す。

第三に、議長、副議長をこれまた手
党が独占いたしておりますが、私は変
則であると思うのであります。私は、
副議長には野党から出すのが当然であ
る、そして国会の参議院の運営が円満
にいく、これまた私はたびたび議長に
御注意申し上げ、要望申し上げてお
つたところでありますが、これがされ
ていない。こういう三つの大原則に対
して、私は亀田議員がいかに議長に対
してお取り次ぎをされるか、これがすな
わち今回の、きょうの単なる藤野委員
長の運営に対する解任の動議の内容で
はなく、むしろ院のこれからあと三
日間を余すこの正常な姿、その中に
正々堂々とやるならば、政防法なんか

はやはり十分に審議しなければならぬ
から、そうめっちゃはできない、こうい
う結論がおのずから物理的に生まれてこ
なければなりません。そういうことを
考えるならば、私は亀田議員が……
○議長(松野鶴平君) 大和君、時間で
す。

○大和(一君(続)) 議長に対してどの
ような御提案というか、御主張をなさ
るか、これをあわせて承りたいと思
うのであります。

最後に私は、亀田議員にさらに質問
したいことは、議長が、それでは一
体、臨時国会をすぐに一月ぐらいや
ろうじゃないか、池田さんはアメリカ
に行きたいというのだが、こういった
大事な法案をかかえておつて、それが
十分に慎重審議されないということ
は、まことに残念のきわみでございま
すから、池田さんに議長さんから、ぜ
ひしばらく待ってもらいたい、全日本
国民の要望にこたえるために、全日本
国民のすみずみの意見を十分に聞くこ
とこそ民主主義の原則であるから、そ
のデモクラシーの原則に従つて、国民
の声を聞くんじゃないか、そのために
直ちに臨時国会を開いて、一カ月でも
二カ月でもやろうじゃないか、こうい
う私は議長の決断がこれまたなされる
べきであらうと思うのであります。が、
その点、私は、亀田議員のそれに対
する御所見を伺いたいと思うのであり
ます。

こういろいろ意見がございま
して、私は藤野委員長に対しては、個
人的にはとやかくありませんけれど
も、あくまでも、人間が個人的にりっ
ぱであつても、私はやはり安保反対闘
争と同じようにめっちゃやる、その結
末はどうかという、安保反対闘争の
結末は、岸内閣の退陣、瓦解であつ
た。あるいはまた、警察官職務執行法
あるいは小選挙区法案のあの強硬なや
り方に対しては、まさに全国津々浦々
からほうはいとして国民大衆の反対の
声が起こつて、ついに政府がみずから
出した法案をみずから手によつて引
き下げざるを得なかった。これが私は
デモクラシーの一つのまた大きな鮮明
の姿でなければならぬと思うのであ
ります。こういうことをあわせ考えま
して、どうか亀田議員におかれまして
は、私の大前提、あわせて農林水産委
員会の審議の内容、第三には、議長に
対する痛切なるこの民主主義の大原則
のこのつとめた国会正常化の姿を、一時
間も一日も一瞬も早く建て直すための
正常な発言に対する御意見を、十分承
りたいと思うのであります。

以上で質問を終わります。(拍手)

○亀田(得治君登壇、拍手)
答弁時間が五分とい
うようなことは、私は正常な国会のある
べき姿ではないと思つております。そ
のために藤田議員の質問にも十分お答
えができない。ただいま大和議員から

きわめて広範な御質問をいただきま
して、五分やそこらではとても私として
は意を尽くせないであります。この
点は、一つ議長におかれましては、問
題の性格上、御考慮をお願いいたして
おきます。

いろいろ問題がたくさんございま
したが、まず第一に議長にお願いした
ことは、ぜひ早い機会に臨時国会を召
集してもらいたい。(答弁々々)と呼
ぶ者あり) 答弁であります。臨時国会
についての御意見を聞かれておるわけ
です。この農基法にこれがまた非常に
関係があるのでございします。社会党
は、この重要な法案を十分審議をし
て、農民の皆さんにもわかつてもら
う、そのためには時間をかける、こう
いうことを申し上げてきたわけであり
ます。当然これは臨時国会ということ
に続くわけでありします。自民党さん
の方ではそれを押し切つて、本日こうい
うふうに上程されていく、こうなつて
いるのであります。ところが、御承
知のように、農基法というものは実は
中身がないのであります。先だって
富山の地方選出にいられた藤城さん
という方が、聴聞会に行こうと思つた
ら、友人からとめられた。どうとめら
れたかといひますと、政府のあの基本
法というものは、ありがたや節のよう
なもので、中身は何にもない、そんな
ところへ忙しに行くなと、こう言わ
れたというのであります。そういう性

格も多分にこの基本法にはあるのでありまして、基本法だけでは仕事ができない。従つて政府におかれまして、農地法の一部改正あるいは農協法の一部改正、こういったようなものもお出しになつておるわけでございます。これが成立しませんが、基本法に書かれてある構造改革の問題にいたしまして進行しないわけでございます。ところが現在の情勢からいいますと、幾ら周東農林大臣が衆議院で辣腕を発揮されまして、衆議院はちよつと通る情勢にはないわけでありまして、そういったものと、結局、身のある方があとへ残るわけでありまして、私は農基法のごときものは、そういう立場からしても、一緒に臨時国会で、社会党が言うように御審議なさる、これははなはだ當を得たことではないかと思ふ。そういうわけで、この臨時国会というものは、農基法がこゝで通つても通らぬでも、通つたとしてもあとへ中身のあつたやつは残つてゐる。そういうわけでありまして、松野議長さんにおかれましては、ぜひ一つ、この国会が八日に終わりました後には、臨時国会を早期に開いて、そうして農民のために必要な議論がまたそこでできるように、御努力のほどをお願いしたいのでありまして、この点につきまして私は大和議員と全く同感でございます。(拍手)

第二の問題は、議長は党籍を離れたらどうか。——重大なことも御質問でございます。私は国会の正常化、農基法を審議するのに正常化の形で審議していく、これは大へん重要なことなんでございます。そういうことにも関係いたしておるわけでございます。そういうわけで、私は、この点について大和議員が、国会を荒れないように、話し合ひの場として持つていくように、そのためには野党第一党の社会党に副議長を渡す。けんかの好きな衆議院です。いわんや参議院——良識の府といわれる参議院におきまして、それくらのことができないということはないのでございます。私は、この社会党に副議長を渡すということ、そして議長、副議長が党籍を離れるということ、これは大へん、われわれの農基法案なり、あるいは昨日自民党の皆さんがこちらの方に送つたと言われている政防法——ああいう形で送つたと云つても、ちよつとおかしいと思ひますが、しかし、それはまたいずれかの機会に議論することにしたしまして、そういう問題につきまして、正常な形で審議を進めるためには、ぜひ私は——世論もこの二つの点は支持しておるのでありますから、(「そうだ」と呼ぶ者あり) 私は、議長におきまして、議長がほんとうに発言時間を五分や、六分や、七分やと、こまかいこと

をおつしやる前に、こういう点について英断をふるつてみずから範をたれることを望むわけでございます。(拍手)まあそういうわけで、この点につきましても、私は、大和議員の御心配、御尽瘁になつておられる点と、全く意見をひとしくする次第でございます。○議長(松野鶴平君) 時間が参りました。○亀田(徳治君(統)) そこで、時間が来たよりでございますが、私はただいま議長に、国会正常化のための根本は何か、そんな五分や六分の問題ではないのだというところをお願い申し上げた直後に、こういうことを言われまして、と、心臓の弱い私などはどきどきするのでございますが、しかし私は提案者でございますので、(「時間々々」と呼ぶ者あり) やはり私の提案に對しまして大和議員が心血を注いで御質問になりました。これに對して答えることこそが議員の義務ではないかと考えておるのでございます。そこで大和議員がおっしゃるのは、一体、農基法の審議を打ち切つてきたが、まだまだ審議すべき点がたくさんあるのではないか、どういふことなのか、その点をもう少し……藤田議員の答弁にもこれは関連するわけですが、もう少し明らかにしてほしいということでございます。お答えをわかりやすく短くいたしましたと思ひます。(「時間ですよ、亀田さん」と呼ぶ者あり)

それは、農基法の審議にあたりまして、社会党がほんとうに中身のある審議をやろうと思つたことは、これは立場が違ひましても、櫻井理事は今ちよつと退席されたよりですが、農林大臣も十分これは御存じのはずでございます。抽象的な論議だけじゃなしに逐条審議もやろうじゃないかと、われわれ社会党の方から実は持ちかけてやつたわけでございます。世上いろいろ新聞等の評判等も聞きますと、参議院はなかなかよく審議をした、こういうことが言われておる。これは社会党の私たちがそういうふうに実は持つていったわけなんです。ところが、いばるわけではございませんが、そこで、この逐条審議をするにいたしまして、本来ならば前文から始まりまして、第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、農基法は三十条あるわけでございます。これを一つ一つやるのが逐条審議でございます。ところが、自民党さんの方では、それは時間がかかり過ぎるから各章別にしてくれないか、こういうお話でございました。そこで、社会党といたしましては、そうなりますと、せつかく審議しようと思つても目が荒くなる、大事なことがこぼれるおそれがある。まあ、そういう場合には、森さんの御意見なんかもありまして、一通りやつて、また初めに戻つてきたらいいではないか、こういうきわめて適切な御意

見等があったわけでございます。そこで、社会党も雅量を示しまして、章別に一つ進めようということで、逐条審議が始まつたわけでございます。ところが、なかなか実際にやつてみますると、農民の皆さんの重大な関心を持つてゐる法案でありますから、簡単にはいかないわけでございます。たとえば第一条、他産業の者と農民の生活を均衡させる、こういうような話が、まず逐条審議の当初に小林委員から質疑がされました。これを一日やりましたけれども、結局は、はっきりしないのであります。農業従事者の生活を他産業の勤労者と均衡させるといひましても、他産業のどこと一体つり合ひをとるのかということがはつきりしなければ、法律の目標というものは初めからぼけてしまふのでございます。これは、われわれ社会党としてはきわめて重大なことでありまして、何回もこれは、江田書記長の総括質問、私の最後の質問等でも、総理、農林大臣等にお聞きしましたが、いまだに明らかになつておらないのでございます。○議長(松野鶴平君) 亀田君、時間が参りました。○亀田(徳治君(統)) こういう点は、一つの例でございますが、たくさんほかにあるわけでございます。そうして——議長の御注意でありますから、議長は御注意でありますから、簡単に一つ結論をつけるようにいたします。

〔時間だ〕と呼ぶ者あり〕いや、時間が参つたようでありますから、簡単に結論をつけるようにいたします。質問者には気の毒でございますが、簡単に結論をつけるようにいたします。

そこで、私が今申し上げましたのは、これは一例でございます。こういうことは、二条にも、三条にも、四

条にも、五条にも、六条にも、七条にも、ことに、第十一条というふうなのは、これは農産物の価格の問題を扱った条でありまして、きわめてこれはまた重要な個所でありまして、これが明確にいつまでたつてもなりません。

従いまして――私はもう終わりたいと思いますが、従いまして、この審議が一応打ち切られて、そうして六月の一日には附帯決議を何とかしようじゃないかと、こういうお話が各会派から上がつて参つたのでございます。この一事をもつてしても、まだまだ問題があることはおわかりでしょう。私は、あの附帯決議の案が最初出されたときに、項目別に見ますと二十幾つあったように記憶するのでございます。二十何項目の附帯決議をつけなければわからないような、そういう農業基本法であれば、これはやはり、もつと審議をして、そうして十分いいものにするのがほんとうではないかと思うのでございます。(拍手)まあ、そういうわけでありまして、なかなか問題はまだまだ尽きておらないのでございます。し

かし、大休時間がちよつと超過したようでありまして、また農基法に関する本格的な議題になりました際に十分申し上げることにいたしました。質問者に対しては、まことにふつかな、不満足な答弁でございますが、これをもつて一応私の答弁を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(松野平吉) 宮澤喜一君外一名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。

本動議の表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

御投票をお願いします。――すみやかに投票をお願いします。制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

○議長(松野平吉) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野平吉) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

賛成者(白色票)氏名

村山 昌作君

田中 清一君

村松 久義君

太田 正孝君

黒川 武雄君

杉原 荒太君

山本 杉君

天竺 良吉君

島島徳次郎君

北畠 教真君

川上 為治君

鈴木 万平君

大谷藤之助君

高橋 衛君

横山 フク君

館 哲二君

大谷 賛雄君

井上 清一君

高橋進太郎君

古池 信三君

小山邦太郎君

木暮武太夫君

津島 壽一君

岡村文四郎君

河野 謙三君

平島 敏夫君

松平 勇雄君

青柳 秀夫君

加藤 武徳君

小沢久太郎君

秋山俊一郎君

安井 謙君

堀木 謙三君

草葉 隆圓君

野田 俊作君

西川 甚五郎君

植竹 春彦君

基 政七君

田畑 金光君

向井 長年君

東 隆君

村尾 重雄君

山田 節男君

野上 元君

千葉千代世君

武内 五郎君

鶴岡 哲夫君

中村 順造君

鈴木 強君

占部 秀男君

伊藤 順道君

亀田 得治君

阿具根 登君

加瀬 完君

阿具根 登君

阿具根 登君

阿具根 登君

大和 与一君 大倉 精一君
小笠原三男君 中田 吉雄君
荒木正三郎君 小酒井義男君
高田なほ子君 光村 甚助君
加藤シヅエ君 清澤 俊英君
吉田 法晴君 木村裕八郎君
松澤 兼人君 岩間 正男君
須藤 五郎君 米田 勲君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 安田 敏雄君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
木下 友敬君 平林 剛君
秋山 長造君 久保 等君
永岡 光治君 戸叶 武君
椿 繁夫君 矢嶋 三義君
成瀬 暢治君 岡 三郎君
佐多 忠隆君 田中 一君
重盛 善治君 藤原 道子君
千葉 信君 近藤 信一君
羽生 三七君 内村 清次君
江田 三郎君 野溝 勝君
松本治一郎君

○議長(松野平吉) 討論の通告がございす。順次発言を許します。北村暢君。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 私は、亀田議員提出の農林水産委員長解任決議案に対しまして、賛成の討論を行ないたいと存じます。

藤野委員長は、私、本院に参りましたからすつと農林水産委員会に所属し

て参りましたが、その間、最初の年でしたか、藤野委員とともに院の視察に派遣をせられたことがございす。このときに、藤野委員とよく話をしました。長い議会生活の中で、私からいふとすれば親のような委員長でございす。この委員長が国政に情熱を傾けまして、私はとにかく議政壇上で倒れたい、それまで真に国会議員としての任務を尽くしたい、こういうふうな私に話されておりました。私は、さすがに藤野委員であるということで、実に感服をいたしておたのでございす。また、人柄からいたしまして、委員会における質疑等におきましても全くきつちやうめんてございまして、かく先輩があるかと、私も日ごろ尊敬をいたしておたのであります。この藤野委員長が長年の間、農林関係に關係をして参り、農林団体に關係をして参り、そして今日農政の危機の中において農林水産委員長として農業基本法の審議に当たるといふことについて、私は藤野委員長の心中を察しまするときに、委員長はこの基本法の審議に全身全霊を打ち込んで、男子の本懐と心得ておたのではないかと察するのであります。この委員長が有終の美を飾るべき最終の段階において、亀田議員が提出されました理由にもありますように、この法案の審議にあつて、中央の公聴会すらも開かなかつた。こういうことは、このような重要な

法案について中央公聴会も持たないといふようなことは前例のないことであります。従つて私どもは、質疑打ち切りのありましたのが二日でありますから、本日の五日まで、さらに会期は八日まであるのでありますから、十分公聴会を開く日程というものは組み得る、このように熱心に主張いたしましたのであります。ついにいれられなかつた。このことはやはり、この農業基本法という法律を提案するにあつて、また国会を通ずにあつて、大きな汚点であつたと私は思うのであります。しかも地方農協会等に私も参りまして、私は長野県の農協会に、田中委員、仲原委員、森委員、棚橋委員と私の五名が聴聞会に参りました。その中でも公述人が言つておりましたけれども、最後にこの法案について一体どのように考へておられるか、早く通した方がいかどうかというような質問がなされたときに、非常に数多くの公述人が期せずして、この法案は農民のためには非常にむずかしい。実際に見てもわからないくらいである。しかも、農民の将来の生活なり日本の農業のあり方というものを決する重大な法案であるから、農業近代化資金、そういうようなものもほしい。しかしながら、この三百億の農業近代化資金も、一単協にすれば、これは二百万か二百五十万くらいしか来ない。従つて、単協でいへば、近代化をするにも一区か二区に過

ぎないであらう。そういうものに目がくらんで、何かしら基本法が通れば、それで、日本の農業、農民の生活というものがよくなるのだといったような錯覚に陥ることなく……

○議長(松野平吉) 北村君、時間が参りました。

○北村暢君(続) 真に農民の意思を代表するならば、真剣に慎重審議をしてやるべきであるといふことを、多くの公述人が言われたのであります。私は、そういう意味からいたしまして、わが党のとつて参りました継続審議の方針、審議の過程において、各委員熱心に論議をされましたけれども、亀田議員が報告されましたように、質疑に答弁されましたように、私どもは亀田委員長を中心に委員長の議事運営に心から協力して参つたつもりであります。そういう中で約束されておりましたのは、やはりこの法案は抽象的でありますから、具体的に意思をただすためには、逐条審議をやつて、それを一通り終つたならば、また前へ戻つて総則等をやるべきである、こういう理解のもとに審議を進めたのでありますけれども、しかしながら、第五章、第六章等においては、いまだに審議をしていない状態の中で、六月二日審議を打ち切られたのであります。

○議長(松野平吉) 北村君、時間が参りました。

○北村暢君(続) このような点につきましては、私どもはまだこの基本法は審議が尽くされておらない、このような観点からして、真に農民のための基本法を制定するとするならば、委員長においても慎重な態度がとられるべきであつた、このように考へている次第でございす。

藤野委員長にいたしましては、ことに惜しい結末でございしましたが、心ならずも私は藤野委員長の解任決議案に賛成の討論をするには、まことに忍びないのでありますけれども、私は私情を捨てて、働く農民のことを思うがゆゑに、今日この解任決議案の賛成討論に立つた次第でございす。この決議案に對しまして、私は、亀田委員から詳細に述べられましたから、私の賛成討論は簡単にいたしたいと思ひます。

これをもつて私の解任決議案に対する賛成の討論にいたします。(拍手)

○議長(松野平吉) 清澤俊英君。

〔清澤俊英君登壇、拍手〕

○清澤俊英君 ただいま提案になつております、亀田得治君提出の藤野委員長解任の決議案に對しまして、私も実は反対したいと思ひますが、どうも反對することができないのを遺憾に思ひます。

前の人たちがいろいろ藤野さんのお人柄について申し述べられております

ことは、私にも同感でありまして、何か一つ、ここで、みんながほめてだけおるものだから、悪いところを一つ探し出して、こつぴどくやつつけてやろうと先ほどから考えておりますが、それは藤野さんに合いませんです。(笑声)長い間、藤野さんとは、農林水産委員として、同僚として、温厚篤実、(笑声)しかも長老として多分の経験を持たれて、常に私は兄事している藤野さんを、ここで解任決議案の動議に賛成しなければならぬことを悲しむのであります。と申しますのは、もう結論も出ているようではありますが、藤野さん自身は、そのおとなしいことが、このたびの災いになしたのじやないかと思う。一生をかけて、もう藤野さんにしてみまして、私にしてみしても、もう先は大いいきまっているのであります。有終の美を考えますとき、自己の良心に従って、少なくとも農民のためにほんとうの自己を発揮することが、この際、藤野さんには全くとられるべきことじやなかったかと思っております。本農業基本法を審議する際にもです、大体自民党の皆さんは、政府のお方々は、これは基本問題調査会を通じまして資料を提供して、一年にわたってこの研さんは進められているのであります。自民党の皆さんは、農政委員会とか、あるいは農業基本問題調査会とか、委員会とかというような特別機関を持って、政府と並行して長

い間研究してきておられるのであります。従つて、皆さんの考え方の中には、何ももう質問するものはないじゃないか、社会党はよいなことをやっているじゃないか、というような考え方は強いかもしれませんが、われわれとしまして、少なくとも自民党の皆さん方や政府の皆さん方より前に、日本の農業の曲りかどをどうするか、これに対しては四カ年の研究を積んでおるのであります。従いまして、そういうものを中心にして、現在農村に行つてこの基本案を示して、どこがいいのか、どこがどうなるのかと聞きましたならば、一人としてその正否を判断し得る農民はないと思うのであります。（拍手）こういった状態にあります中、われわれ、この取り扱いにつきましては、最も慎重な態度を堅持して参りました。ことに、これを審議する際には、初めの申し合わせとしましては、先ほどもしばしば申される通り、逐条審議でいくのだ、その際には関連質問等はやらせない、こういうような話もありましたが、小会派等の割合に質問時間等の制限せられることは不公平であるから、これらのものを、関連質問を十分許したらよからう。あるいは、総理大臣に対する質問に對しまして、小会派のたった一人の議員に對しまして、総理大臣の出るたびにこれを許しておるのであります。こうやつてわれわれは、少なくとも、この審

議が最も公平に、最もその審議を尽くすべく努力して参つたのであります。しかるに、こういつた長い農林水産委員会の和気あいあいたる審議の伝統を無視しまして、そうして、温厚であり篤実の藤野さんが急にその態度を一変せられて、ほんと、まあ、われわれとしては了解のできない、亀田君が居るる申されるような方法をとつてこられたのであります。公聴会の問題にしましては、そうでありまして、あるいは、各関係大臣に対する質問もそうであります。全くわれわれは、まだその全般を知り尽くすことができないのであります。われわれが知り尽くすこともできないのに、いかにして私はこの農村の人たちがこれを知り得るかどうか、知らせる材料がどこにあるかと言っている。こういう中に一方的に打ち切られようということが、聞きますならば、自民党の一つの政策ですか何ですかわかりませんが、これは政策でもありませんでしようが、池田さんがアメリカへ行くみやげのために無理してやるのだとすれば、全くわれわれは情けなく感ずるのであります。かかる場合こそ、私の信頼する、私の少なくとも敬愛する藤野さんが、敢然として立つて、農民のためにその所信を押し通していただいたならば、私はほんとうに喜ぶ次第であります。党の方針に曲げられて、

そうしてこのような結末をつけられ
たことについては、全く私は惜しみ
ても余りあります。

○議長（松野鶴平君） 清澤君、時間が過ぎました。

○清澤俊英君(続) もうじきやめますから。——まあ、こういった格好で過

ぎましたことは、さつきも北村君が言う通りに、決して藤野さん一人の責任

を責めるのではなく、自民党の皆さん方が、将来において、少なくとも、こ

ういう重要法案を取り扱ふときは、もつと謙虚に、もつと真剣に、少数党

の意見も十分聞いて、質疑の全般を尽くしてからやるくらいの将来様度を

持つてもらいたいことを、藤野さんに
言うのではなくして、自民党の諸君に

和に警告して、この賛成の意見を述べ、
る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 宮澤喜二君外一

局の動議が提出せられました。(「議

「議長、議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」

これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、

反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

「投票執行」

○護長(松野鶴平君) すみやかに御投

景願います。——すみやかに御投票願

います。——すみやかに御投票願ひ

—すみやかに御投票願います。

ただいま行なわれております投票に

きましては、自後五分間に制限をい

んします。(拍手)——時間が参ります

れば投票箱を閉鎖いたします。――す

やかに御投票願います。――時間が

すみやかに御役票願います。

みやかに御投票願います。——時間

が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。

制限時間に達しました。投票箱閉

「投票箱羽蹟」

議長（松野鶴平君）これより開票い

投票を参事に計算させま

議場の開鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

拉奥の新身を卒

投票總數 百八十五票

白色票	百二十票
-----	------

青色票 六十五票

戸叶 武君 椿 繁夫君
矢嶋 三義君 成瀬 暢治君
岡 三郎君 佐多 忠隆君
田中 一君 重盛 壽治君
藤原 道子君 千葉 信君
近藤 信一君 羽生 三七君
江田 三郎君 野澤 勝君
松本治一郎君

反対者(青色票)氏名 百二十一名

牛田 寛君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 森 八三一君
小平 芳平君 田中 清一君
加賀山之雄君 稻浦 鹿藏君
大泉 寛三君 鈴木 恭一君
白井 勇君 佐藤 芳男君
三木與吉郎君 苦米地英俊君
田中 啓一君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 近藤 鶴代君
村上 義一君 北條 鶴八君
太田 正孝君 笹森 順造君
黒川 武雄君 泉山 三六君
杉原 荒太君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 米田 正文君
鳥島徳次郎君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
仲原 善一君 鈴木 万平君
手島 栄君 大谷藤之助君
鍋島 直紹君 石谷 憲男君
増原 憲吉君 山本 利壽君
佐野 廣君 後藤 義隆君
中野 文門君 前田佳都男君

上原 正吉君 岩沢 忠恭君
岡崎 真一君 武藤 常介君
小柳 牧衛君 宮澤 喜一君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 木内 四郎君
石原幹市郎君 斎藤 昇君
吉武 恵市君 永野 護君
林屋亀次郎君 小林 英三君
大野木秀次郎君 平井 太郎君
田中 茂徳君 柴田 栄君
江藤 智君 西田 信一君
林田 正治君 木島 義夫君
村上 春蔵君 植垣弥一郎君
赤間 文三君 青田源太郎君
安部 清美君 堀本 宜実君
松村 秀逸君 松野 孝一君
井川 伊平君 堀見 俊二君
上林 忠次君 高橋 衛君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 松平 勇雄君
大谷 實雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 小山邦太郎君
安井 謙君 木暮武太夫君
重宗 雄三君 堀木 鐵三君
都 祐一君 草葉 隆圓君
青木 一男君 野田 俊作君
大川 光三君 岡村文四郎君
細木 亨弘君 西川甚五郎君
下村 定君 湯澤三千男君
井野 碩哉君 植竹 春彦君
永末 英一君 基 政七君

田上 松衛君 田畑 金光君
片岡 文重君 向井 長年君
天田 勝正君 東 隆君
松浦 清一君 村尾 重雄君
赤松 常子君

○議長(松野鶴平君) これにて一時間
休憩いたします。

午後七時五十三分休憩

午後九時十八分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続
き、これより会議を開きます。

農業基本法案を休憩前に引き続き議
題といたします。

○議長(松野鶴平君) 宮澤喜一君外一
名から、賛成を得て、農業基本法案の
議事における質疑、討論その他の発言
時間は、一人十分以内に制限すること
の動議が提出されました。

よって、この時間制限の動議につい
て採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないま
す。本動議に賛成の諸君は白色票を、
反対の諸君は青色票を、御登壇の上、
御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を
行ないます。

〔議長閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投
票願います。——すみやかに御投票を願
います。——すみやかに御投票願いま
す。

ただいま行なわれております投票に
つきましては、自後五分間に制限いた
します。時間が参りますれば投票箱を
閉鎖いたします。すみやかに御投票願
います。——すみやかに御投票願いま
す。——時間が参りますれば投票箱を
閉鎖いたします。——すみやかに御投
票願います。——時間が参りますれば
投票箱を閉鎖いたします。すみやかに
御投票願います。

制限時間に達しました。投票箱閉
鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票い
たします。投票を参事に計算させま
す。議場の閉鎖を命じます。

〔議長閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報
告いたします。

投票総数 百九十九票
白色票 百三十五票
青色票 六十四票

よって、本案の議事における質疑討
論その他の発言時間は、一人十分以内
に制限することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百三十五名

杉山 昌作君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 森 八三一君
小平 芳平君 田中 清一君
櫻井 志郎君 加賀山之雄君
稀浦 鹿藏君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 鈴木 恭一君
白井 勇君 佐藤 芳男君
吉江 勝保君 常岡 一郎君
三木與吉郎君 苦米地英俊君
田中 啓一君 山本 米治君
高瀬莊太郎君 佐藤 尚武君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 未治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 杉原 荒太君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 岸田 幸雄君
北島 教真君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
仲原 善一君 手島 栄君
大谷藤之助君 鍋島 直紹君
石谷 憲男君 山本 利壽君
佐野 廣君 後藤 義隆君
中野 文門君 前田佳都男君
上原 正吉君 岩沢 忠恭君
岡崎 真一君 野本 品吉君
小柳 牧衛君 宮澤 喜一君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅藤 みつ君
木内 四郎君 石原幹市郎君

斎藤 昇君	吉武 恵市君
下條 康磨君	小林 英三君
大野木秀次郎君	田中 茂穂君
柴田 栄君	江藤 智君
林田 正治君	木島 義夫君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君
赤間 文三君	青田源太郎君
安部 清美君	堀本 宜実君
松村 秀逸君	松野 孝一君
井川 伊平君	堀見 俊二君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君
高橋 衛君	前田 久吉君
河野 謙三君	横山 フク君
平島 敏夫君	館 哲二君
松平 勇雄君	大谷 賛雄君
青柳 秀夫君	井上 清一君
加藤 武徳君	高橋進太郎君
小沢久太郎君	古池 信三君
秋山俊一郎君	安井 謙君
木暮武太夫君	重宗 雄三君
堀木 鐵三君	那 祐一君
一松 定吉君	青木 一男君
木村篤太郎君	津島 壽一君
野田 俊作君	大川 光三君
岡村文四郎君	剣木 亨弘君
重政 庸徳君	西川甚五郎君
湯澤三千男君	井野 碩哉君
植竹 春彦君	永末 英一君
基 政七君	田上 松衛君
田畑 金光君	片岡 文重君
相馬 助治君	向井 長年君
天田 勝正君	東 隆君
松浦 清一君	村尾 重雄君

中村 正雄君	曾祢 益君
山田 節男君	赤松 常子君
棚橋 小虎君	
反対者(青色票)氏名	六十四票
大森 創造君	野上 元君
豊瀬 禎一君	千葉千代世君
山本伊三郎君	武内 五郎君
小柳 勇君	鶴岡 哲夫君
横川 正市君	鈴木 強君
坂本 昭君	中村 順造君
松永 忠二君	占部 秀男君
森 元治郎君	鈴木 壽君
伊藤 顕道君	藤田 進君
亀田 得治君	加瀬 完君
阿具根 登君	大和 与一君
大倉 精一君	中田 吉雄君
荒木正三郎君	小酒井義男君
高田なほ子君	光村 甚助君
加藤シツエ君	清澤 俊英君
吉田 法晴君	木村緒八郎君
小林 孝平君	松澤 兼人君
岩間 正男君	須藤 五郎君
米田 勲君	大矢 正君
森中 守義君	北村 暢君
安田 敏雄君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	木下 友敬君
平林 剛君	秋山 長造君
久保 等君	永岡 光治君
戸叶 武君	椿 繁夫君
矢嶋 三義君	成瀬 幡治君
岡 三郎君	佐多 忠隆君
田中 一君	重盛 壽治君

○議長(松野鶴平君) これより委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

審査報告書

農業基本法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月二日

農林水産 藤野 繁雄
委員長 委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農業がわが国の経済及び社会において果すべき重要な使命にかんがみ、最近における農業及びこれを取りまく条件の変化に應じて、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るため、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、国の農業に関する政策の目標及びその施策をはじめ、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善、農業行政機関及び農業団体並びに農政審議会

等に関し、国が施策を行なうに当たつての方針等諸般の事項について、規定したものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、直接必要な経費として、農業基本対策実施のための経費二千五百四十三万五千円及び農政審議会のための経費百十六万八千円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、農業基本法制定の精神に則り、その実施のために必要な財政的措置の十全を期するとともに、次の事項に関して遺憾なからしむべきである。

一、重要農産物の価格政策については、農業所得確保の趣旨に基き、適正な価格支持対策をもとるよう努めること。

二、本法実施の推進に即応する行政機構ならびに農業団体の抜本的な整備強化に努め、なお農業の生産及び流通過程における農業協同組合の自主的活動を強力に助長すること。

三、農地移動に伴う農地価格が、農業収益をはなれた高価格であることは、農業発展のため望ましくな

い。よつて農地の移動を円滑化するため、金融その他必要な措置に万全を期すること。

四、農業教育については、営農の実態に即し、有効な制度の実施をはかること。

五、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

六、僻地等低所得地域対策を強力に推進すること。

七、農政審議会の委員の詮衡に當つては、農業従事者の意見が充分反映しうるよう考慮すること。

農業基本法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

農業基本法案

農業基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 農業生産(第八条―第十

条)

第三章 農産物等の価格及び流通

(第十一條―第十四條)

第四章 農業構造の改善等(第十五條―第二十二條)

第五章 農業行政機関及び農業団体(第二十三條―第二十四條)

第六章 農政審議会(第二十五條―第三十條)

附則

わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業の新しい手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴つて農業と他産業との間に

において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。

このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念慮するわれら国民の責務に属するものである。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の農業に関する政策の目標)

第一条 国の農業に関する政策の目標は、農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的

経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを目的として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。

二 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること。

三 農業経営の規模の拡大、農地の集約化、家畜の導入、機械化

その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化(以下「農業構造の改善」と総称する。)を図ること。

四 農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進を図ること。

五 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するように農産物の価格の安定及び農業所得の確保を図ること。

六 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

七 近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第二条第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(農業従事者等の努力の助長)

第五条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにあつては、農業従事者又は農業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(農業の動向に関する年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所

見が含まれていなければならない。

3 第一項の報告の基礎となる統計の利用及び前項の政府の所見については、農政審議会の意見をきかなければならない。

(施策を明らかにした文書の提出)

第七条 政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

第二章 農業生産

(需要及び生産の長期見通し)

第八条 政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。この場合において、生産の長期見通しについては、必要に応じ、主要な生産地域についてもたてるものとする。

2 政府は、需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、前項の長期見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の長期見通しをたて、又はこれを改定するには、

農政審議会の意見をきかなければならない。

(農業生産に関する施策)

第九条 国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参酌して、農業生産の基礎の整備及び開発、農業技術の高度化、資本整備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害に関する施策)

第十条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 農産物等の価格及び流通

(農産物の価格の安定)

第十一条 国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を図る

ため必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、定期的に、前項の施策につき、その実施の結果を農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物の流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等の見地から総合的に検討し、その結果を公表しなければならない。

3 政府は、前項の規定による検討をするにあつては、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農産物の流通の合理化等)

第十二条 国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下第十七条までにおいて「農業協同組合」と総称する。)が行なり販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となつている農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(輸入に係る農産物との関係の調整)

第十三条 国は、農産物(加工農産物を含む。以下同じ。)につき、輸入に係る農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十一条第一項の施策をもつてしてもその事態を克服することが困難であると認められるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出の振興)

第十四条 国は、農産物の輸出を振興するため、輸出に係る農産物の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、市場調査の充実、普及宣伝の強化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 農業構造の改善等

(家族農業経営の発展と自立経営の育成)

第十五条 国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図ると

ともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営(正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能力を発揮しながらは完全な就業することができ規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なものをいう。以下同じ。)になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。

(相続の場合の農業経営の細分化の防止)

第十六条 国は、自立経営たる又はこれにならんとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあつて従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるものとする。

(協業の助長)

第十七条 国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なり共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策

を講ずるとともに、農業従事者が農地についての権利又は努力を提
供し合い、協同して農業を営むこ
とができるように農業従事者の協
同組織の整備、農地についての権
利の取得の円滑化等必要な施策を
講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は
移転の円滑化)

第十八条 国は、農地についての権
利の設定又は移転が農業構造の改
善に資することとなるように、農
業協同組合が農地の貸付け又は充
渡しに係る信託を引き受けること
ができるようにするとともに、そ
の信託に係る事業の円滑化を図る
等必要な施策を講ずるものとし
る。

(教育の事業の充実等)

第十九条 国は、近代的な農業経営
を担当するのにふさわしい者の養
成及び確保並びに農業経営の近代
化及び農業従事者の生活改善を図
るため、教育、研究及び普及の事
業の充実等必要な施策を講ずるも
のとする。

(就業機会の増大)

第二十条 国は、家族農業経営に係
る家計の安定に資するとともに農

業従事者及びその家族がその希望
及び能力に従つて適当な職業に就
くことができるようにするため、
教育、職業訓練及び職業紹介の事
業の充実、農村地方における工業
等の振興、社会保障の拡充等必要
な施策を講ずるものとする。

(農業構造改善事業の助成等)

第二十一条 国は、農業生産の基盤
の整備及び開発、環境の整備、農
業経営の近代化のための施設の導
入等農業構造の改善に關し必要な
事業が総合的に行なわれるように
指導、助成を行なう等必要な施策
を講ずるものとする。

(農業構造の改善と林業)

第二十二条 国は、農業構造の改善
に係る施策を講ずるにあつては、
農業を営む者があわせて営む
林業につき必要な考慮を払うよう
にするものとする。

第五章 農業行政機関及び農
業団体

(農業行政に關する組織の整備及
び運営の改善)

第二十三条 国及び地方公共団体
は、第二条第一項又は第三条の施
策を講ずるにつき、相協力すると
ともに、行政組織の整備及び行政
運営の改善に努めるものとする。

(農業団体の整備)

第二十四条 国は、農業の発展及び
農業従事者の地位の向上を図るこ
とができるように農業に關する団
体の整備につき必要な施策を講ず
るものとする。

第六章 農政審議会

(設置)

第二十五条 総理府に、附屬機關と
して、農政審議会(以下「審議会」
という。)を置く。

(権限)

第二十六条 審議会は、この法律の
規定によりその権限に属せられ
た事項を処理するほか、内閣総理
大臣又は關係各大臣の諮問に応
じ、この法律の施行に關する重要
事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項
に關し内閣総理大臣又は關係各大
臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条 審議会は、委員十五人
以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する
事項に關し学識経験のある者のう
ちから、内閣総理大臣が任命す
る。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十八条 審議会は、その所掌事
務を遂行するため必要があると認
めるときは、關係行政機關の長に
對し、資料の提出、意見の開陳、
説明その他必要な協力を求めるこ
とができる。

(庶務)

第二十九条 審議会の庶務は、農林
大臣官房において処理する。

(委任規定)

第三十条 この法律に定めるものの
ほか、審議会の組織及び運営に關
し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中

農政審議会	産業災害防止 対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ て産業災害防止対策に關する 重要事項を調査審議すること。
農業基本法(昭和三十六年 法律第 号)の規定により その権限に属せしめられ た事項を行なうこと。	産業災害防止 対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ て産業災害防止対策に關する 重要事項を調査審議する こと。

に改める。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 たいだいま議題となりま
した農業基本法案について、委員会に
おける審査の経過と結果を報告いたし
ます。

今国会に、政府案、日本社会党案及
び民主社会党案といわれている三つの
農業基本法案が、それぞれ、内閣、衆
議院議員北山愛郎君外十一名及び参議

院議員天田勝正君外二名から提案さ
れ、政府案及び日本社会党案について
は、三月一日の本会議において趣旨の
説明が行なわれ、各会派の代表によつ
て質疑がなされ、引き続き委員会にお
いて、三月二日に政府案及び日本社会
党案について、また四月六日に民主社
会党案について、提案者から提案理由
の説明がなされたのであります。

その後、四月二十九日に閣法第四十四号の政府案が衆議院において原案通り可決、本院に送付されたのでありまして、これがたまたま議題となつておりますものであります。

この法律案は、最近における農業及びこれを取り巻く条件の変化に応じて、農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかるため、農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示す必要があるという理由によつて提案され、前文においてこの法律を制定する趣旨を述べ、本文に入つて、第一章総則で、国の農業に関する政策の目標と、それを達成するための国及び地方公共団体の施策、並びに、政府が毎年国会に対し農業の動向に関する年次報告及び施策を明らかにした文書を提出することについて、次に、第二章以下では、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等、農業行政機関及び農業団体と、章を追うて、国が必要なる施策を講ずるにあつて特にその方針を宣明すべきものについて、最後に農政審議会について規定してゐるのであります。

委員会におきましては、前述の三つの農業基本法案を同時に問題として取り扱い、五月九日、政府案について補足説明を聞き、五月十日及び十一日の両日にわたつて、各会派の代表によつて、総理大臣並びに民主社会党案及び日本社会党案の提案者代表に対して質

疑が行なわれ、五月十二日から五月二十九日までこの間において、農林大臣、政府委員あるいは農林省当局に対し、政府案を中心として、法案の前文及び条章を追うて質疑が行なわれ、二十三日には、福島市、富山市及び長野市に委員派遣を行なつて、計三十一人に及ぶ農業従事者から意見が聴取され、五月三十日及び三十一日には関係各省大臣に対し、さらに五月三十一日には再び総理大臣に対して質疑が行なわれたのであります。

質疑の過程におきましては、法案の取り扱い方、日本農業に対する認識とその対策、基本法の目的等、その前提的な問題から、これが実施上の具体的な措置等その内容に及んで、諸般の問題が究明され、また政府当局の心がまえやその責任がたゞされたのでありまして、これが詳細は會議録に譲ることにいたします。

かくして五月三十一日、河野委員の動議により、たゞいま議題の内閣提出、衆議院送付案に対する質疑を終局し、六月二日これを議題として討論に入りましたところ、北村委員から日本社会党を代表して反対、櫻井委員から自由民主党を代表して賛成、東委員から民主社会党を代表して反対、無所属クラブの北條委員から賛成、森委員から参議院同志会を代表して賛成が述べられました。

かくして討論を終わり、採決の結果、本法法律案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

続いて、櫻井委員から、本法の実施に關して政府の善処を求める内容の附帯決議が提案され、これまた多数をもつて委員会の決議とすることに決定され、これに対し農林大臣から、決議の趣旨を尊重して十分努力するとの発言がありました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 亀田得治君、安田敏雄君、北村暢君から、それぞれ修正案が提出されております。順次、提出者の趣旨説明を求めます。亀田得治君。

農業基本法案に対する修正案
右の修正案を提出する。

昭和三十六年六月五日

賛成者 阿部 登 阿部 竹松

相澤 重明 秋山 長造

荒木正三郎 伊藤 顯道

内村 清次 占部 秀男

江田 三郎 大河原 一次

大倉 精一

参議院議長松野鶴平殿

農業基本法案の一部を次のように修正する。

第十一条第一項中「生産事情」を「生産費等生産事情」に改め、「需給事情」の下に「農業所得の確保、」を加える。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 初めに修正案を朗読いたします。

農業基本法案に対する修正案
農業基本法案の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「生産事情」を「生産費等生産事情」に改め、「需給事情」の下に「農業所得の確保、」を加える。

理由について若干説明いたしたいと存じます。

政府の基本法の最大の欠陥は、第十条の価格政策に関する部分であります。基本法に対する各種の欠陥といふものが指摘されておりました、それらの全般にわたりましたは別な広範な修正案が出ておりますが、私が出しました点は、少なくともこの点については自民党の皆さんも御了承願えるのじゃないか、こゝろいろいろわけて控え目な修正案なんぞでございます。たとえば、先ほど委員長から報告がありましたように、私たちは、長野、富山、福島、この三方所において、三十名以上の農民の皆さんから御意見を聞いたのであり

ます。いろんな立場で、自民党、社会党、民社党の案といふものを農民の皆さんは見えております。いろんな角度から、賛成、反対という考え方もありますが、政府の案に賛成の農民であります。この第十一条の価格政策に關する表現につきましては、そういう人たちが一致して不満を述べているのが現実でございます。(拍手)従いまして、農業の憲法といわれ、農民のために作るというのであれば、農民の皆さんが満足するようにする、このことは皆さんといへども御了承願えると思

うのであります。こゝろい立場から、私は、これは出すならば御賛成を願えるのではないかと希望を持ちまして出しているような次第でございます。先ほど、私が附帯決議のことにつきましても若干触れましたが、この附帯決議が問題になりました過程におきまして、ある会派の方から、やはり、私がこゝで出しておりますのと同じような決議案文といふものが出てくるくらいなものであります。そういう点等も御考慮いただきまして、自民党の皆さんがたとえ御賛成願えなくとも、社会党・フラス・アルファぐらいになることは、私は確信を持てているのでございます。

そこで、こまかい説明に若干移りたいと思ひますが、まず私は、政府原案の十一条には、価格決定の要因といひまして、生産事情、需給事情、物価

その他の経済事情を考慮してきめる、
 こういうことがうたわれているのでございませう。ところが、この生産事情というのとは一体何か。農民の皆さんは、農産物の価格安定をはかる、価格をきめる、その際には必ず生産費というものをはつきりと補償してもらいたいと考えているのでございませう。(拍手)
 従って、私たちは、委員会の中で、この生産事情というものの中には生産費というものが含まれるのか、こういう点を農林大臣にも池田総理にもたしたのでありますが、お二人とも、当然、生産費は生産事情の中に入ると、こう申しておられるわけがあります。そういふふうには、はつきり入るのではありません。農民の皆さんがわかりやすくしてもらいたい、こういうことを地方農会においても盛んに申しておるわけがありますから、私が申し上げたように直しまして、少しも政府の方では、そんなに、何といひますか、原案が違つたものにならないのであります。入ると言ひながら、それならばそう書いたらどうかと言ふと、なかなか踏み切らない。そういうところを見ますと、理論的にそういうふうに関われると、入ると言ひますけれども、実際の腹の中は、あまりそういうものは重く見たくないという考えがあるのではないかと私は考へております。

第二の問題は、所得の確保という問題であります。農民の皆さんが農産物を処理する場合に、その価格の中に、農民の自家労働の正当な報酬、所得というものが必ず見積られていなければならないのであります。この点につきましても、私たちは委員会、総理並びに農林大臣に数回お尋ねをいたしまして、政府はこう申すわけでありませう。政府は所得の確保という問題については決して軽くは考えておらない。その証拠に、政府の基本法の第一条、第二条第一項第五号あるいは第十条の第二項等に、所得の確保ということも考へていふことを明記してある。だからそんなことは心配要りません」と、こう申すのでありますが、ところが、実際に農民の所得が確保されるかどうかというところは、農産物の価格が適正に処理されるかどうか、このことによつて一番大きな影響を受けるわけでありませう。政府がいわれるがごとく、農民の所得確保というものを重視してゐるのであれば、ほかの条項で書くよりも、この農民が一番求め、関心を持つてゐる十一條の第一項でそのことを明記し、挿入するのが当然ではないでしようか。私はこういふところに、政府が農民の求めている生産費所得の補償、農産物価格における生産費所得の補償、このことに対して、決して前向きな姿勢で取組んでゐるものではない。まさしくそういう考え方が、第十一條の第一項にこういう表現となつて現れてゐると思ふのであります。で、御承知のように、米は現在、生産費所得補償方式で生産者米価を計算しております。現在、農民の収入の大半を占める、五〇%を占める米価計算において用いられてゐる方式というものが、何ゆゑにこの農業基本法において明確にされないのか。農民は、従つて、米価においてすら確保されてゐる生産費所得補償方式というものが、これができることによつて逆にくずされていくのではないかとこのことを気づかされてゐるわけがございませう。このことは、農民のほかに階層の人が心配してゐるところであります。その心配は要らぬことだ、要らない心配だといふのであれば、私の提案いたしましたこの修正に自民党の諸君も一つ同意をお願いしたいと思ふのであります。それができないといふのであれば、私の憶測というものは何も私だけではない。農民の皆さんが投げかけてゐる心配なんでありませうから、私はこういう意味で、きつめて簡単な修正案であります。が、提案いたしましたような次第でありまして、どうか一つ皆さんの満場一致の御賛成を期待いたしまして、簡単であります。が私の提案説明を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 安田敏雄君。

農業基本法案に対する修正案
 右の修正案を提出する。

昭和三十六年六月五日

賛成者 安田 敏雄

大森 創造 大矢 正

岡 三郎 加瀬 完

加藤シヅエ 亀田 得治

木村福太郎 木下 友敬

久保 等 小酒井義男

小林 孝平

参議院議長松野鶴平殿

農業基本法案の一部を次のように修正する。

第十七条(見出しを含む)中「助長」を「促進」に改める。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

○安田敏雄君 私は、政府の提出いたしました農業基本法案に対して修正案を提出したいと思つております。それは、政府提出の基本法案の第十七条の見出しにありますところの「協業の助長」という言葉を改めまして、「協業の促進」といふようにすることでありませう。もう一つは、第十七条の条文中にあります「国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、」云々とありますが、この「協業の助長」を「協業の促進」に改めるといふ提案であります。

ただいま亀田議員から説明がありましたように、私もはきわめて低い姿勢で、この「助長」を「促進」に改めることに賛同をお願いしたいと思つておる次第であります。というのは、今度の農業基本法について論争の大きな点は、一つには価格問題であり、一つには農業の構造改善の問題であるからであります。従ひまして、私どもは農業の共同経営を主張しておりますが、政府案は家族経営を主張してゐるわけがございませう。このことは、私もその主張を百歩譲つて、これが真に農業の発展に通じ、農民の生活を向上させるという建前からすれば、最低の要求といつたとしても、「助長」といふ言葉ではきわめて消極的でありまして、決してそれは農民のためにならないといふことを心配するからであります。選挙中から引き続きまして、農業基本問題が一般の国民やあるいはまた農民の関心を深めて参りますと、社会党の主張する共同経営がよいのか、あるいは政府案の言うような家族経営がよいのかといふことは、大きな対立点となつて参つておるのであります。そういう中で、よく政府の方や、特に池田総理や農林大臣を初め自由民主党の方々は、社会党の共同経営はソ連や中国のホルホーズに通ずるものであるという宣伝をして参りました。そういうようなことからいひまして、私もは決してそう思つておりません。私どもの主張

する共同経営は、あくまでも農民の自主性を尊重しているということを、十分自民党の諸君は注視していただきたいと思ふわけでありまして、そこで、構造政策と共同経営について、しばらく、きわめて重要な問題でありますから申し上げたいと思ひますけれども、現在わが国の経営規模がきわめて零細なことが農業生産性の低さの根本的な原因となっていることは、自民党の皆さんも認めることでございましょう。そこで、経営規模を何らかの方法によつて拡大することが当面する日本の農業の大きな課題であるわけでありまして、ただし、その際、経営の共同化によつて経営規模を拡大するか、それとも自立経営農家の育成によつて経営規模を拡大するか、ここに社会党と自民党との論争点があるわけでありまして、私も社会党は、きわめて零細農をも共同経営のワクに含めて、そしてその生産性を引き上げていくとするものでありまして、わが党の目ざす共同経営は、農民の耕作と農地所有とを集団的に統一する形態であります。自作農の発展形態であります。それに対して自民党は、零細農を切り捨てることによつて自立経営農家を育てようとしているのであります。このことは、政府の所得増進計画を見ましても、十年後に二町五反の農家を百万戸作りまして、これに年間百万円の粗収入を与えようとしている点であります。

す。そうするならば、必ずや将来におきまして、農民、特に中農以下の農民が、農地の信託事業等によりまして、いふり出されていくという姿があるからであります。そういう意味合いにおきまして、私も、この自立経営農家が、自由民主党の言うように、政府案の言うように、たとえこれが成功したといつたとしても、現在貿易の自由化のもとでは、なかなか将来において営農が困難であろうというのを見きわめておるわけでございます。そういう点からいたしますと、私も、私の主張する経営の共同化の方が、はるかに当面する日本の農業を振興させ、農民の生活を向上させるのに役立つというのを、私は確信する次第であるわけでございます。

そこで、この基本法の審議を通じて、協業という言葉が問題になりました。私は、基本法の前に、果樹農業振興特別措置法案が提案されました。き、政府委員に、これは森さんもお尋ねになったわけでございますけれども、協業とはどういふことかと、こういうことで聞きますと、協業とは共同化のいわゆる一部であるという答えをいたしました。引き続いて、農業基本法の中で、協業の意味を聞きますと、共同化は協業の一部であるという逆な答えをしているわけでございます。しかも、政府の統一見解が文書で発表されて参りますと、社会党の言ういわゆる共に同じくするという共同化には、これは意思が入つておらない、人と人との結合がないというふうなことを言つておられて、協業の方が意思のつながりがあつて、人と人とのつながりがあるのだという、こういう自分勝手な解釈をしているわけでございます。まことに私も、新しい言葉といたしまして、きわめて不可解であるわけでございます。しかも、こういう協業に対して、選挙中や、あるいは農業基本法が地方で問題になつておるときには、この協業については少しも触れないで、家族経営でなくてはだめだといふきめつけをして参りましたが、審議の過程の中におきましては、今度は、家族経営中心ではないのだと、これは農林大臣も答弁しておりますが、協業も認めていくのだといふような言葉を言つていくわけでございます。まことに私も、は、どういふことか、あまいであるわけでありまして、こういうようなことでもございます。しかしながら、社会党の主張する、共に同じくする共同化を、この際あえて主張するものではありません。しかし、展望する農業情勢の中では、やはりたとえ一段低くても、協業という消極的な言葉でも、これを促進していくといふことは、きわめて重要な意義があるかと思ふわけでございますから、ここに提案に及んだわけでございます。しかも、農林省

の原案の中には、協業が促進されるといふようになっておりましたが、農林省原案を自由民主党の中で修正して、政府案とするときには、今度は「促進」という言葉が「助長」という言葉に早変わりしておつたといふことは、まことに不愉快でございます。

そこで、「助長」という言葉を、これを漢字で調べてみますと、中国に「助長の愚」といふ言葉がございまして、助長の愚といふ言葉は、これは漢学者に聞いてみますと、麦を無理やりにつまみまといふと、麦を無理やりにつまみまといふ言葉でございまして、あんまり引つぱり過ぎたために枯れてしまつたといふことになるわけでございます。(拍手)そういう意味で「助長」とは、中国では、昔の支那では非常にきつてゐる言葉であつたのでございまして、むしろ「助成」といふ言葉を使ふならば、「助成」の方がいいのだ、助けて成す、助成の方がいいのだ、こういうふうになつていくわけでございます。しかし、ともかく助成といふ言葉はものわかりが悪いので、私もやはり農業を飛躍的に拡大させるためには、促進の方がよい、(拍手)こういうような観点からいたしましてここに提案をした次第でございます。

まして、協業という言葉に譲つたわけでございますから、これを促進するのには理の当然であるといふように考えておる次第でございます。どうぞ自由民主党の諸君も、あるいは小会派の皆さんはもとより、全部一つ賛成していただきたいことを衷心よりお願いいたします。私の提案の理由にかえた次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 北村暢君。

農業基本法案に対する修正案
右の修正案を提出する。

昭和三十六年六月五日

賛成者 千葉 信 椿 繁夫
鶴岡 哲夫 豊瀬 祐一
中村 順造 永岡 光治
成瀬 晴治 野上 元
野清 勝 羽生 三七
藤田 藤太郎

参議院議長松野鶴平殿
農業基本法案の全部を次のように修正する。

農業基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業計画等(第三条―第五條)

第三章 農業予算と農業金融(第六條・第七條)

第四章 土地利用の高度化 (第八 条・第九条)

第五章 農業経営の共同化及び近代化 (第十條・第十三條)

第六章 農畜産物の価格の安定及び流通の合理化 (第十四 条・第十八条)

第七章 農業用資材等の確保 (第十九条・第二十条)

第八章 農業災害対策 (第二十一 条・第二十二條)

第九章 農民の権利の擁護と地位 の向上 (第二十三條)

第十章 農村の生活文化の向上 (第二十四條)

第十一章 農業行政機構の整備改 善 (第二十五條)

第十二章 農政審議会 (第二十六 条・第三十一條)

附則

わが国の農民は、古来、それぞれの時代の支配者によつて抑圧され続けられてきた。明治維新後も地主制の圧迫に苦しみ、資本主義発展の踏み石とされ、また軍国主義と相つゞ戦争は、農村の資源を荒廃させた。

わが国の農業が、今日なお、家族的過小経営の形態にとどまり、土地の利用や土地条件の整備が遅れ、農村の生活文化が前近代的状态を脱し得ないのは、これらの歴史的事情に基づくものといわなければならない。

太平洋戦争後の農地改革と農村の民主化は、農業生産力の拡大と農民の地位の向上に大きな役割を果たしたが、過小経営を解消し、その零細化をとどめる力を持たなかつた。その上、わが国経済における大資本の支配力が復活強化するに伴い、農業は、生産、価格、流通等の面で経済上の圧迫を受け、農業と他産業との生産力の格差、農民と他産業従事者との所得と生活の不均衡は、次第に拡大して来た。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の転落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは、必至である。

われわれは、農業がわが国の経済社会の中にもつ重要な地位と以上に述べた歴史的事実にかんがみ、農業発展の支障となる自然的社会経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務であると確信する。

この見地から、国は、その責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格面の適切な

施策等を強化して農業生産の発展を図り、もつて農民の地位と生活を向上させる必要がある。

ここに農業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、わが国農業の構造改革を通じ、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民経済の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高めあわせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することを企図し、そのための基本原則を定めるものとする。

(国の責任)

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため国は、農業に関する土地（水を含む。以下同じ。）の利用の高度化、農業経営の共同化及び近代化、農畜産物の価格の安定及び流通の合理化、農業用資材等の確保、農業災害対策、農村の生活文化の向上等についての助成、保護その他必要な農業政策、財政政策、金融政策等の諸政策を総合的に講じなければならない。

第二章 農業計画等

(農業基本計画)

第三条 政府は、この法律の目的を実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の農業基本計画には、農畜産物の生産計画、農畜産物の需給計画、農業に関する土地の開発利用計画、農業経営の共同化及び近代化に関する計画、農業用資材等の確保に関する計画、農民の所得の増大に関する計画、農村の生活文化の向上に関する計画及びこれらに関する地域別計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により農業基本計画を樹立するには、農政審議会の議決を経なければならない。

4 政府は、第一項の農業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

(農業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の農業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法（昭和二十二年法律第三十四

号）第二十七條の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の農業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(農業報告)

第五条 政府は、毎年度、前条第一項の規定による農業年度計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第三章 農業予算と農業金融

(予算の確保)

第六条 国は、第四条第一項の農業年度計画の実施に必要な予算を確保しなければならない。

(資金の確保)

第七条 国は、農業に対する長期低利資金の確保を図るため、財政資金の供給を拡充し、及び農民の蓄積資金の農業への還元利用を促進するため必要な措置を講じなければならない。

第四章 土地利用の高度化

(土地利用の高度化)

第八条 国土は国民に与えられた天然の資源として何人もこれを公共の利益に合致するよう最高度に利用しなければならないとの原則の

もとに土地資源（水資源を含む。）の開発とその利用の高度化のために設定された土地利用区分及び土地利用計画に基づき、国は、農用地の拡大と農用地の土地条件の整備に努めなければならない。

2 国は、前項の目的を達成するため、同項の土地利用区分及び土地利用計画に基づき農用地に転換することを適当とされた山林原野等につき、国有地については、農民又は農業生産組合その他の農民の団体に対し売却若しくは貸付けを行なうとともに、公有地若しくは民有地については、買取又は利用権の設定等により、これをこれらの者に所有、管理若しくは利用させるための措置を講ずるものとする。

（農地の所有形態）

第九条 農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、農地に関する権利は、自主的に共同的保有に移行させるように指導するものとする。

第五章 農業経営の共同化及び近代化

（農業経営の共同化）

第十条 国は、わが国農業における過小農業経営を克服するため、農業生産組合その他の農民の共同組織を育成しなければならない。

2 国は、農業経営の共同化を促進するため、全額国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化により農業生産基盤の整備を図らなければならない。

3 国は、農業生産組合を農業協同組合の下に育成するものとし、そのため、農業生産組合に対し、その事業及び施設につき指導、助成、機械の貸付け、長期低利資金の貸付け、税法上の特別措置等の措置を講じなければならない。

4 国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、農業協同組合の活動を活発ならしめるよう必要な措置を講じなければならない。

（農業経営の近代化）

第十一条 国は、農業経営の共同化及び近代化並びに農業技術の改良を促進するため、これらに関する試験研究施設を充実して効率的な試験研究を行ない、その成果の充分な活用を図り、かつ、指導普及事業の機構として都道府県の区域内の必要な地に農業サービスセンターを設置するとともに、機械化促進の機構として都道府県ごとに国営農業機械ステーションを設置するものとする。

（畑地農業等の振興）

第十二条 国は、畑地農業及び草地農業を振興して畜産農業、果樹農

業及び園芸農業の発展を図り、農民の手による農畜加工工業及び農業関連産業を振興してわが国農業の総合的な生産の拡大と農村における就業の増大を図らなければならない。

（近代農業経営の担当者の養成と確保）

第十三条 国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、教育施設を充実して近代農業経営の担い手としての人材の養成及び確保に努めなければならない。

第六章 農畜産物の価格の安定及び流通の合理化

（価格支持）

第十四条 国は、米麦等の管理制度を維持改善し、生産費及び所得補償の原則に基づき、主要農畜産物の価格を支持してその安定に努めなければならない。この場合において、農民は、農畜産物の価格の決定に参加する権利が保障される。

（需要拡大及び輸出振興）

第十五条 国は、労働階層の所得水準を高め、及び国民食生活の改善を指導する等により、食糧の消費増進を高度化して農畜産物の国内需要を拡大するように努めなければならない。

2 国は、農畜産物につき海外市場の開拓及び拡張を図る等により、農畜産物の輸出を振興するため必

要な措置を講じなければならない。

（輸入制限等）

第十六条 国は、わが国農業の発展に資するため、国内産農畜産物と競合する外国産農畜産物について、関税の適正化、輸入制限、その他必要な措置を講じなければならない。

（需給と流通の合理化）

第十七条 国は、農畜産物の需給と流通の合理化を図るため、農畜産物の生産と出荷を計画的に行なうための指導及び助成の措置を講ずるとともに、農業協同組合による共販事業を促進し、その加工、貯蔵、市場等の事業を助成しなければならない。

第十八条 国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、公営の卸売市場を整備拡充する措置を講じ、特に必要がある場合においては、農畜産物の市場を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

（農機具等の確保）

第十九条 国は、化学肥料、農薬、農機具等の農業用資材、家畜飼料、農業用動力等につき、その生産と流通を規制し、農民に対して安価な供給を確保しなければならない。

第二十條 国は、前条に規定する農業用資材、家畜飼料、農業用動力等の安価な供給を確保するため必要な場合においては、それらの生産、輸入、販売等の事業を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

第八章 農業災害対策

第二十一条 国は、災害による農用地、農業用施設及び農畜産物の被害に対する恒久的な防除対策を講じなければならない。

（災害復旧及び災害補償）

第二十二条 国は、その責任において、災害による農用地及び農業用施設の被害については、その復旧を行なうとともに、災害による農業に関する損失については、これが完全に補償されるよう充分な措置を講じなければならない。

第二十三条 国は、農民の自主的組織を育成強化し、その団結権、団体交渉権等の権利を保障するための法制を整備し、もつて農民の地位の向上に努めなければならない。

第二十四条 国は、農村の生活改善及び農村生活の集団化並びに交

第九章 農民の権利の擁護と地位の向上

第十章 農村の生活文化の向上

上

通、通信、水道等の公共施設及び文教、保健、社会保障の諸施設の整備を図り、すみやかに農村と都市との生活文化水準の格差を解消するように努めなければならない。

2 国は、農業における過重労働の軽減並びに農村における婦人の家事労働の軽減及び婦人の地位の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

第十一章 農業行政機構の整備改善

第二十五条 国は、農業行政機構を整備改善してこの法律に基づいて講ぜられるべき諸施策の円滑な遂行を確保しなければならない。

第十二章 農政審議会

(設置)
第二十六条 総理府に、附属機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができ。

(組織)
第二十八条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、農民を代表する者及び農業、財政又は経済に關し学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。

(委任規定)

第三十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四号第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 農政審議会に關する事務(庶務を除く。)を行なうこと。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

農政審議会
農業基本法(昭和三十一年法律第三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 農業基本法(昭和三十一年法律第三号)第三條の規定による農業基本計画及び同法第四條の規定による農業年度計画を樹立し、同法第五條の規定による報告書を作成し、その他同法の施行に關する事務を管理すること。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 私は農業基本法案に対する修正案を提出したいと思ひますが、案文を朗讀いたします。

農業基本法案の全部を次のように修正する。

農業基本法

目次

前文

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 農業計画等(第三條―第五條)

第三章 農業予算と農業金融(第六條・第七條)

第四章 土地利用の高度化(第八條・第九條)

第五章 農業経営の共同化及び近代化(第十條―第十三條)

第六章 農畜産物の価格の安定及び流通の合理化(第十四條―第十八條)

第七章 農業用資材等の確保(第十九條・第二十條)

第八章 農業災害対策(第二十一條・第二十二條)

第九章 農民の権利の擁護と地位の向上(第二十三條)

第十章 農村の生活文化の向上(第二十四條)

第十一章 農業行政機構の整備改善(第二十五條)

第十二章 農政審議会(第二十六條―第三十一條)

附則

わが国の農民は、古来、それぞれの時代の支配者によつて抑圧され続けてきた。明治維新後も地主制の圧迫に苦しみ、資本主義発展の踏み石とされ、また軍国主義と相つゞ戦争は、農村の資源を荒廃させた。わが国の農業が、今日なお、家族的過小経営の形態にとどまり、土地

の利用や土地条件の整備が遅れ、農村の生活文化が前近代的状态を脱し得ないのは、これらの歴史的事情に基づくものといわなければならない。

太平洋戦争後の農地改革と農民の民主化は、農業生産力の拡大と農民の地位の向上に大きな役割を果たしたが、過小経営を解消し、その零細化をとどめる力を持たなかつた。その上、わが国経済における大資本の支配力が復活強化するに伴い、農業は、生産、価格、流通等の面で経済上の圧迫を受け、農業と他産業との生産力の格差、農民と他産業従事者との所得と生活の不均衡は、次第に拡大して来た。

○議長(松野平君) 北村君に申し上げますが、修正案は議席に配付してございます。発言時間が十分間に制限されておりますから、案文の朗讀は省略して、趣旨をお述べ願ひます。(拍手)制限がありますから。

○北村暢君(続) はい。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の転落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは、必至である。

われわれは、農業がわが国の経済社会の中にもつ重要な地位と以上に述べた歴史的事実にかんがみ、農業

昭和三十六年六月五日 参議院會議録第三十四号 農業基本法案

発展の支障となる自然的社会経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務であると確信する。

この見地から、国は、その責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格面の適切な政策等を強化して農業生産の発展を図り、もつて農民の地位と生活を向上させる必要がある。

ここに農業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

以上が前文でございますが、議長の注意もございしますので、自余につきましては、簡単に内容について趣旨の説明をいたします。

まず、政府案につきましては、総則において、政府の案においては、農業の基本法としての政府の責任、国の責任というものが少しも明確にされておられません。わが党提案の農業基本法の総則第二条においては、国の行なう施策、農民の所得、流通、価格面における安定、合理化あるいは農業用資材等の確保、農業災害対策、農村の生活文化の向上等について、その助成、保護その他必要な農業政策、財政政策、金

融政策等についての責任を明らかにいたしております。

第二章において、農業の計画について基本計画を制定することになっております。それと、それに関連いたしまして、第四条からは農業の年度計画をいたしまして、これを国会に提出をし、承認を経ることにいたしております。また、第五条において、これらを国会に対して報告をいたすことになっている次第でございます。

第三章は省略いたしまして、四章に入ります。政府の考え方からいたしますと、農民生産の拡大というもののについては、生産政策、構造政策を通じて、六百万町歩の農用地というものは少しも拡大しない中において、自立経営農家二町五反の百万戸を作る、育成すると言っているのではありませんか、わが党は、この自立経営農家の育成だけではなしに、そのことは、先ほど来も言われているように、零細農、兼業農家のいぶり出しになるのであり、また、わが党は第四章において、土地利用の高度化のために三百万町歩の農用地の積極的な拡大をうたっている次第であります。

第五章における農業経営の共同化、近代化であります。ここにおいては、政府の考える自立経営農家の育成ということは、先ほど申しましたように、二町五反の百万戸の育成は、零細農、兼業農家のいぶり出しになるばかりでなく、この規模をもつては、他産業との所得の均衡をとるといいますけれども、自立経営農家、二町五反を持つ者ですら百万円の粗収入に過ぎないのであります。従つて、これはい

わゆる町村段階の都市的要素を除いた勤労者の所得水準、こういうものにしたか均衡をしないのであります。さらに一町のいわゆる非自立経営農家が二百五十万戸もあるものでありますから、さらにこれより低いものが、十年間たつた後において、いわゆる池田総理の言う所得倍増に、はるかに及ばない階層が、農民の、農家の半数以上のものであります。従つて、こういうことでは真に所得の均衡はとれない。こういう考え方からいたしまして、農業の共同経営による合理化、近代化をはかつていく、こういう観点からいたしまして、農業の経営の合理化と近代化を規定いたしている次第でございます。

○議長(松野平吉) 北村君、時間が参りました。

○北村(松野平吉) この共同化は、決していわゆる政府の宣伝をしているような、一気に共同化に持つていくものではなくして、できるところから共同化を進めていく、部分的な共同化を進めていく、こういう形をとっているのではありません。

さらに、第六章に農畜産物の価格の安定及び流通の合理化を規定いたして

おりますが、この価格の安定、流通の合理化は、わが党はあくまでも生産費・所得補償方式をもつて国民にこれを約束をする、農民が安心して生産ができるような方向に持つていく、こういうふうな考え方で規定をいたしておる次第でございます。(時間満了、時間満了)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

時間がございせんので、多くを申し上げられませんが、今申しした点が政府案と明確に異なっている点でございます。

以上、修正案の趣旨の説明を簡単にさせていただきますが、次第でございます。(拍手)

○議長(松野平吉) 質疑の通告がございせん。順次発言を許します。北村(松野平吉) 議長、(笑)

「今やつたばかりじゃないか」「何が何だかわからない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

「北村君登壇、拍手」

○北村(松野平吉) それでは、まず政府案に対する質問をいたし、続いて農田議員提出の修正案に質疑をいたしたいと存じます。

今さら申し上げるまでもなく、今次の農業基本法の制定の動機というものが、いわゆる農業が他産業と比較をいたしまして非常に所得水準が低い、生活の水準が低い、いわゆる所得の格差というものが出てきたのでございま

す。その所得の格差が出て参りましたことによりまして、いわゆるこの成長経済における底辺に農民は呻吟をし、所得もまた他産業と比較して非常に低い。こういうことからいたしまして、従来の農業政策であります食糧増産政策というものを大幅に転換をいたしまして、ここに米麦中心の農業からこれを転換をいたしまして、畜産の三倍、果樹の二倍という、いわゆる成長財に

対する重点を指向した選択的拡大の農業を發展させよう、このような考え方に立っているのでございますけれども、私は総理大臣にお伺いをいたしたいのは、まず、この米麦中心の農業を転換するといいますが、日本の農業の生産の過半はやはり米であります。また、麦に対しまして、今、大規模の過剰が来たとされておりますけれども、この麦もまた重要な農産物でございます。従つて、これらの主要農産物というものの選択的拡大の方向について、一体、今後の生産の点からいって、減産もしくは縮小をし、あるいはこれを拡大するもの、貿易の自由化によつてこれを生産を合理化するもの、このように生産拡大の方向について規定をいたしておるようであります。一体、どのようなものがこれらのものに該当するのか、この点についてはお答えを願いたいと思ひます。

これに関連をいたしまして、これらの主要農産物における今後の生産の方向

と、先ほど来、問題になっております。価格政策の問題は、きわめて重要でございまして、重大な関連を持つております。米は現在食糧管理法による生産費所得補償方式をとっております。麦はバルク・ライン方式による無制限買入れの規定になっております。いも類、大豆、菜種等については、農産物価格安定法によって価格安定がなされております。蕎麦あるいは生糸は繭糸価格安定法によって価格安定がなされております。また、今度新たに畜産物につきましては、畜産物価格安定法という法律を新しく制定をして価格安定をやろうとしたしておりますけれども、これらの一貫した主要な農産物における価格安定方式というものを、一体現状においてこれを変更する意思はないのか。また、首相はたびたび米の直接統制は撤廃をしないということを言っておられるが、そういうような形の中で、この価格安定政策を続けていく中において、この基本法の想定するところの自立経営農家というものが実際に達成できるとお考えになつてゐるのか。この価格政策について首相の見解をお伺いしたいと思ひますが、これらの問題についての需給均衡価格の考え方もあります。われわれは生産費所得補償方式というものをとっておりますけれども、政府の基本法における根本的な価格政策についてお伺いをいたしたいのであります。

次に、亀田議員提出の修正案に対して御質問を申し上げます。時間が参りましたので、ごく簡単に一点だけ質問をいたしたいと思ひますが……（何のための修正案を出しているのか）と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）議長、注意して下さい。

○議長（松野鶴平君） 静粛に願ひます。

○北村鶴君（統） 亀田議員提出の修正案について簡単に御質問申し上げます。

この中に、「生産事情」を「生産費等生産事情」に改める。——この「生産費等」というのは、生産費補償の意味を持つておるのではないかと思ひますが、この点いかがでありますか。それから「需給事情」の下に「農業所得の確保」、「こういふ点が出ておりますけれども、この「農業所得の確保」とは、農業従事者の所得確保、こういう意味であろうと思ひますけれども、いわゆるこの項における思想は、生産費所得補償方式をとらうという考え方はないかと思ひますが、この点御質問をいたします。

以上、私の質問を終わります。（拍手）
「国務大臣池田勇人君登壇、拍手」
○国務大臣（池田勇人君） お答え申し上げます。

農産物の生産につきましては、需給並びに生産の長期見通しを立てまして、今後やつていく考えでございまして、

す。もちろん国民の嗜好の変化等は十分考慮しなければなりません。

また、価格政策につきましては、従来の公約を履行すると同時に、農業基本法第十一条の規定によりまして、その価格の安定をはかる必要な措置を講ずることといたしたいと思ひます。

第三点の、「生産事情」の上に「生産費等」ということを加えるべきだという御意見でございしますが、私は生産事情には生産費は十分加味される、その内容の重要なものと考へますので、あえてつけ加える必要はないと思ひます。

また生産費所得方式、この点につきましては、米につきましては今検討を加えておりますが、全部の農産物にそういう考へをとることはただいま考へておりません。（拍手）

「亀田得治君登壇、拍手」
○亀田得治君 お答えいたします。

「生産費等」と、この「等」という意味は、生産事情の中の例示として生産費というものを書いておるといふ意味であります。それから「農業所得」の所得というのは、御指摘のように農業従事者の労働報酬、こういう意味になります。それから全体として、結論的に生産費所得補償方式を採用すると、こういう意味であります。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 清澤俊英君。清澤俊英君。清澤俊英君。拍手」

○清澤俊英君 私はこれから農業基本法につきまして——というよりは、むしろ基本法を中心にして、現在農村で農民が迷つてゐる、現実に迷つてゐる者がたくさんあるのであります。この期に及んでめんどろな議論をしてお伺ひしても、それは大した効果はないと思ひますので、私がこれから御質問申し上げるのは、現に農林にある農民の声を代表して御質問したのでありますから、議長もどうかあまり時間にとらわれて無理をせられないように一つお願いいたします。（拍手）

まず、政府に対してそういう建前でお伺ひすると同時に、修正案に対しまして、亀田修正案、安田修正案、北村修正案に対しまして、どうもよく了解しかねる点があるのであります。（拍手、笑声）従ひまして、いま少し、口は多くなくてよろしいのでありますから、はっきりと政府案との相違点を一度明示してもらいたいと思ひるのであります。

そこで、はなはだ前提は、まあ、いなかぐさいことになりましたが、農民というものは理屈はあまりわからないのであります。だが現実に出た問題に対しましては至つて敏感であります。たとえて申しますならば、これからの御答弁は要りませんよ、たとえて申しますならば、肥料を安くしてくれ、最近におきましては、製鉄の廃液や、あるいは廃ガスをもつて、非常に安い肥料ができます

るくらいことは、新聞でよく農民は知つております。しかるに、それが現在生産せられてゐるのは十七万トン、これから本気にやりますならば百万トンでできるというのです。なぜわれわれに高い肥料をくれるのかと、こう思つております。一生懸命に、豚が高くつたから豚を飼おうと思ひますれば、値が下がってくる、飼料は上がってくる、これは農民の考へ方でありまして、卵が、これは農民の考へ方でありまして、卵が、三百か五百飼つたらよからう。

はて、やりますよとばかり申すれば、飼料が上がつて卵が下がる、一体これはどうしたらいいんだらう。（拍手）どういった中に日本の漁業加工はだんだん進んで参りまして、大衆魚の漁獲は減つてくる、こういう中で、魚かすや飼料はだんだん絶えてきてゐる。それを持つております大資本家がこれを独占して、安いものを出して、十万羽養鶏、百万羽養鶏だといふ。そのあけく果てには、養鶏は工業であつて、われわれは一体どうなんであらうか。豚またしかり。日本の現在の濃厚飼料というものは非常に値が上がつてゐる、こういう中に豚を買つてゐる、その豚は——また反面から見ますと、あなたの方の出された資料等を見ますと、これから十年間には濃厚飼料

を少なくとも四〇％くらいにまで伸ばすことはできるが、輸入は三〇％くらいふやさなければならぬ、そのふやしたところの外国の濃厚飼料をその輸入業者が中間マージンを排して、そうして豚肉工場を方々で建てようとしている。これは一体どうなんだろうかということは、農民が痛切に感じている今日の状態であります。私は、この問題に対して、今ここで御答弁をいただこうとは思いません。(笑聲) こういう事情で、農民が現実の問題を中心にして一大憂惑を持っているのであります。

そこで、その第一としてお伺いしたいことは、現在も農業基本法がまだ通らない、通らない際に、何か聞きますると、農山村振興指導要綱のようにな、それに似たようなものを出して、指定農村を作って、何か地方公共団体を中心にしてもう着々進められていく、こういうようなことが行なわれている。一体これからの農業基本法を中心にしていく政策の進行は、また昔の農山村振興指導要綱のようなこととおじやんこになるのじゃないかと、こう考えておるのであります。一体、清澤さん、それはどうなんでしょう。——おれは知らない、自民党の人やあるいは政府の人に聞いたところ、う。——それじゃあなた聞いてくれるのだから、ここで農民にかわって農林大臣並びに総理大臣にお伺いする

のであります。この問題は、少なくとも考え方によりましては重大な問題だと思ふ。指定村をばらばらに作る、そうして振興して、基本法による振興をしようとするには、まず基礎の整備からかなければならない。用排水から作り直さなければならぬ。重大な問題が、伏在しているのではありませんが、そういうような問題をちゃんと解決して農村を指定せられておるのかどうかということ、今、現在そういうものを町村にやらして、公共団体を中心にしてやらしておられることが、これは何のためにやらしておられるのか。この二点について、私は総理大臣と農林大臣にお伺いしたいのであります。

第二番目は、これはおもに総理大臣にお伺いしたいのであります。いわゆる総理大臣の農村の三分の一減あるいは六割減ということだけが農民の頭に一番入っている。そこで、いろいろ御説明を聞きましますならば、決してそういう減をするのじゃないのだ。日本の経済の成長のためには、農村から相当の労働者も出ていってくれなければ、こういう形にもならないので、そういう形をとることによつて、第二種兼業農家のことは、いわゆる日曜農家として成り立つのだ。そういう工場はこれから地方に、農村に続々建ててやって、お前たちをよくするのだなんて言いましたって、農民なかなか承知

しません。われわれのような山間村において、はたして工場が来るのか来ないのか、少なくとも、常識をもってこれを考えてみましたならば、どの村から村の果てまで、そんなものが行くなんというところは考えられません。この間も通産大臣に聞きますれば、やはり付近の中小都市が中心だろうと、こ

う言うておられる。ところが、これにまあ日曜農業をやらないといひましても、三里もあるところを通つて、そんなに肉休労働を一体大体、していくことが、農民自身は自分のことをよく知っております。自分の苦勞のことはよく知っておる。こういう事情の中、その伸展は大体思ひやうにならぬことはわかり切っております。そういうように、頭に考えておるうちに世の中うまいいきません。(拍手) こういう場合に考えられることはです、今、私がたまたま豚の問題で出しました通り、結局しますならば、牛を飼いますならば、粗飼料を七〇％くらい食わして参りますならば、それは酪農などもうまいいくであります。ところが、その逆の情勢に今なっている。なぜに、これを何とすることもできない。農村が持つておる山を開発して、粗飼料を作らして、その粗飼料を増大して、そうして日本のこれから成長農産物だといわれる酪農などを……。

○議長(松野鶴平君) 時間が参りました。

○清澤俊英君(統) だから、先ほどお願いしているでしょう。(笑聲) 私が農民の声を代表しておるというのですから、少しは、がまんして下さい。それくらいの寛容はあつてよろしいと思ふ。(拍手) 総理大臣、どうなんです。か。今のような飼料と価格の状態でありましては、これはいかに五倍にする三倍にすると言ひましても、絶対に、外国との貿易の自由が開けて参りますならば、それは数字の上からは成長の農産物であるかもしれぬけれども、事実の価格の面においては、それは絶対にできないことでもあります。ちゃんとそれは審議会があなたの方の答申の中に書いてある。なぜに、本気に成長増産を考へるならば、これらの点に思い切つた金を使つて、こういう貧農の人は一番、二次産業に陥るところであります。われわれは、だから社会党として、ましては、三百万町歩のうち二百万町歩ぐらゐはそれに回して、三合牛乳を作るような、ほんとうの農村の姿を作らなければならぬ。われわれの手では、ありませんよ。一体どこで粗飼料を作り上げるのですか。放牧地を作り上げるのですか。こういうことを考へてみましたならば、いさ少し親切丁寧な方法を、今までの審議の過程において、農林大臣もそうだし、総理大臣も

することがほんとうじゃないかと思つてゐる。私はこの点について、(時間だ、時間だと呼ぶ者あり) 時間々々といつてゐるさいけれども、まあ、あまりにやかましいことを言つても始まりませんから、簡単にこの二点をお伺ひしますから、もっと親切丁寧に、清澤に御返答下さるのではなく、現にそう考へている農民にわかるような御答弁をお願いしたい。(拍手)

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

肥料がなかなか下らない。飼料と畜産価格が釣り合わない。そして、こうやってなかなか世の中はそうはうまいかぬと、こうおっしゃいます。私はそういうふうな事情を考へておいて、今の農村はこのままで捨てておけません。すなわち農業の自然的、経済的、社会的、いろんな不利がございます。この不利を補正して、農民が喜んで農業を営むと、こういうことにしようとするのが今回の農業基本法でございます。私はこれが通過いたしましたならば、農民が五年先、十年先には、ほんとうによかつたと喜んでいただけることを確信いたしております。(拍手、「そんな抽象論ではだめだ」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(周東英雄君登壇、拍手) (国務大臣周東英雄君) わかりやすく農民に徹底するように、具体的話

をしてくれということでありました。その点について、まず肥料が出ました。どういふふうにして安い肥料をやるかということでありました。ただいま私は通産当局とも連絡いたしまして、低コスト生産をなす工場を優先的に合理化を促進して、より安い肥料を供給することの計画を進めております。

第二の飼料の問題であります。これは確かに一時三月ごろに上がりましたが、その後、施策によつて今低落しつつあります。今後におきましては、今後における各種畜産物の種類ごとに必要とする飼料、種類別に需給の推算を立て、その推算に基づいて、国内生産でまかない得る、しかも農業者がみずから自給飼料として立つていける草地、牧野の改良とあわせて飼料計画を立て、どうしても国内で供給することの不可能なもの、あるいは一時的に今日たまたま必要量を補い得ないものについては、最小限度の必要量の輸入計画を立てつつ、月別平均に入れるような方策を立てつつ、でき得る限り低廉な飼料の供給をはかるつもりであります。また必要であれば、それに関し飼料安定需給法に関する改正も加えたいと、目下研究中であります。

最後のお尋ねであります。現在農山漁村に關して、その振興とかいう關係で調査しているのではないかということですが、現在農業基本法制定に關連して先に調査を進めておることはございませぬ。地方自治団体に於いてそれぞれ地方の自主性を發揮して、その地方における新規農村経済計画等を立てておるのでございますが、私どもの方から指令を出したものではありません。

〔吉岡正男君「議事進行」と述べ、その他発言する者多し〕

○議長(松野平君) 宮澤喜一君から、賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。(議事進行) 答弁が洩れている、だめじゃないか「やりなせ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○議長(松野平君) 先ほどの清澤君の質疑に対する答弁漏れがありましたので、ただいまの動議の採決を取りやめます。(拍手) 亀田得治君。
〔亀田得治君登壇、拍手〕
○亀田得治君 清澤君の質問にお答えいたします。

私の修正案と政府案との違い、これを詳細に明確に説明してもらいたい、こゝういふ趣旨でありましたので、先ほど北村君に対するお答えはちよつと簡単過ぎましたが、少し資料に基づきまして詳しく御説明申し上げたいと思います。

で、私たちは、政府原案の十一條のよきな表現では、農民の求めている生産費並びに所得というものが確保されないおそれがある、こゝういふことをたびたび申し上げておるのであります。政府はそうではないと、こゝう申しますけれども、皆さんは納得されておられないと思ひます。そこで、なぜ私が、政府がそゝういふものを考へておられるのだと、いうのにもかわらず、それならばこゝに明確にしたらいじやないかと言ひますと、現に農民のいろいろな価格を通じての所得、これが確保されておらない。現に米の場合には比較的所得が確保されていると言われております。

それが適正であるかどうかは別といたしまして、たとえば、よく問題になる酪農民の所得、こゝういふ点をとつてみますと、はなはだもつてこれが低いのであります。現にそれが低いわけでありまゝ。だから、政府のよきなこゝういふ表現を用いることは、結局この現在低く押えられているそれを引き上げようとする意図といふものが、こゝからはくみ取れないわけなんです。私たちは決してただ法文上の言葉のあやを

申しておるではありません。現に農産物価格等を通じて所得が確保されておらない。その現実を直すための私は法律であると考えている。そゝういふわけでありまゝ。たとえば乳価につきましても、農林省がみずから作つてわれわれに配付されました資料をちよつと拝見してみましよう。これによりまゝと、昭和三十一年の酪農民一日当たりの労働報酬総平均で、わずかに一日二百四十四円にしかありません。よくニコヨンといふような表現が使われまゝすが、ニコヨンさんでも最近はずつと賃金が上がつております。おそろく二百四十四円ということではその半分ぐらひではないかと思ひます。もちろんこれは総平均でありまゝすが、非常に、たとえば一頭とか二頭、こゝういふ程度しか飼育しておらない酪農民であります。その一日当たりの労働報酬といふものが百三十六円、百二十四円、こゝういふ程度にしかついでおらないのであります。もちろん私たちは、一頭や二頭、そゝういふわずかの牛を飼つておられるような酪農経営、そゝういふ規模そのものをもちろん問題にしておる。これをもちつと拡大し、引き上げていく、生産性を高めていくといふことは、もちろん一方では考へておるのであります。しかし、現にそゝういふ低い労働報酬しか得ておらない酪農民がたゞさんあるのをごさいます。

私は、基本法である以上は、こゝういふ問題に對するてこになるものでなければ、基本法の値打ちはないと思ひます。あります。(拍手) 三十二年の統計をとりましたも同じような状態でありまゝ。三十三年は特別悪い年であります。この三十三年の総平均を見ますと、一日わずかこれが九十円にしかなつておらないのをごさいます。一日わずか九十円です。これでどうして選択的拡大、大いに酪農を今後奨励するのだ、政府は盛んにそんなことを言つております。そんなことを言つたつて、どうして酪農民が本気になれるでしょう。政府は十年後には日本の酪農は現在の三倍になると、こゝう申しております。一日わずか九十円や百円の労働報酬しか得られないやうなそゝういふみじめな状態において、どうして選択的拡大といふことができましようか。こゝういふところに政府案の根本的な欠陥がある。これを改める基本原則がこゝに現われておらないわけなんです。私は、基本法がわれわれが主張するがごとくつばなものができまして、それによつて一挙にして今申し上げたやうな問題が解決するとは思ひません。しかし、問題の解決の目標といふものは、基本法である以上は明確にされなければいけないと思ひるのであります。

時間がちよつと来ているやうであります。特にこの点に關連いたしまして、政府案の第八條、これがきわめて

重要な意味を持つておるのであります。第八條は、御承知のように、この法律ができたから政府は将来農産物の需要と生産の長期見通しを立てる、こういうことになっております。ところが、政府の考え方は、長期の見通しを立てる、農民がそれに従つて自分の生産を行なつた場合に、政府の方針が間違つたために過剩状態等が発生いたしまして損害をした場合どうするか、政府はそれに対して責任は持ちません。

なるほど委員会における質疑の過程では、そういう事態が起きたら、その事態に即応して具体的な措置をとる、こう言つております。しかし、政府は、あくまでも農民に損失を与えないように保証する、こういうことは断じて明確にしないわけでございます。こういうわけでありまして、第十一條につきましては、農民が最も要求しているという点をくみ取つた価格の保証というものは、あるいは第八條による長期見通し、この中には価格に対する将来の保証というものは何もない。社会党の案はそうではないのであります。私の案でもそうではないのであります。私の案でもそうではないのであります。長期見通しの場合、もし政府がその見通しを立てたならば、農民にぜひこの見通しに沿つてやつてもらいたい、そのかわり農民がそれによつて損失を受けたら、われわれは責任を持つ、こういう長期見通しでなければ、農民も初めから天気予報と同じように信用しないの

であります。こういうところに、私たちと政府の考え方の、農民問題に対して真剣に取組んでおるかどうかの違いが目に見えて出ていると思うのであります。清澤議員の御了承を得たいと思つてございまして。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 安田敏雄君。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

○安田敏雄君 簡単に清澤議員の質問にお答えいたします。

私は、今日の農業の実態の中で、成長産業といわれる果樹であるとか、園芸であるとか、畜産にいたしまして、確かにその生産過程において、非常に生産技術は高度化して参りました。あるいはまた、病虫害等のいわゆる防除に対しまして、集団的に共同化してやっている実態があるわけでございます。特に機械化、電化というような問題を考えましても、その生産面における方策というものは、共同化という方式をとつていかなければならぬという実態の中で、農民はみずから創意工夫いたしまして、そういう自主的な農業の生産組合を作るといふ試みが国内のあちこちに見られていて、わけでございます。先日最終の参議院の審議の亀田議員の質問の中で、池田総理みずからも、佐賀県における共同化の進展状態を説明しているわけでございます。従つて、そういう実情があるとするならば、当然それは政府みずから農業の発展の方策といたしまして押し

進めていかなければならないというように私は考えるわけでございます。そこで、社会党が考えておられますところの共同経営というものは、一単位当たり十ヘクタール以上の農業生産組合を育成していき、そして全国的に農業のサービス・センター等を設けまして、これを高度に利用することによつて国際競争に耐え得るような高い生産性を実現していこうという、こういう考えであるわけでございます。ところが、自由民主党、いわゆる政府案の自立経営農家というものは、農用地におきまして、十年先、六百万町歩でございます。そこで二町五反の所有の農家を百万戸、十年後に作るというならば、必ずそれは中農あるいは零細農のいふり出しという結果が生じてくる。

そこで、そういう当面のいふり出しを他産業のいわゆる発展に依存いたしまして、これをその方へ移動さすにおきましても、今日、各産業構造は非常に複雑でございます。特に雇用問題、雇用構造は、いわゆる年功序列型の賃金であるとか、あるいはまたその他のいろいろな条件によりまして、結局、社外工であるとか臨時工というふうなきわめて安い賃金でなければ入れません。そういうふうないわゆる雇用構造の問題でなかなか就職ができなければ、当面は一つ協業でもつてこれらの人たかを何とかこまかしていこうというふうな、いわゆるそういう意図を含

んでおりまして、明らかにこの自立経営農家の問題は、これは零細農のいふり出しだというようにどうしても考えられてくるわけでございます。こういう点からいまして、私は、真に農業といふものが他産業に比較いたしましてその格差を是正していこう、こういうことを考えるならば、その構造改善の問題は、あえて家族経営、いわゆる自立経営農家でなくともよいではないか、もっと幅広く共同経営の方式を考へていかなければならないというように考えるわけでございます。たとえ政府案のいうように家族経営でありましても、それを是認するにいたしまして

も、貿易自由化の背景の中で外国の農産物と競合する、そういうような場合におきまして、今後、あるいは飛行機やその他によつて広範な種まきをいたしまして、しよせん、それは外国の安い農産物とは太刀打ちできないというやうな問題を考えあわせるときには、どうしても共同経営の方式をとつていくことが正しいのではないかと、いふやうに考えるわけでございます。そこで、共同経営では収益の配分が困難であらうかというやうな、よく自民党の方の諸君から批判もあるわけでございますが、いわゆる農業生産組合の収益といふものは、当然、出資に対し、あるいは、またはその就労いたしました労働に對しまして配分されることにならざるやうと思つてございまして、そ

ういふ出資への配分と労働への配分のいずれに重きを置くべきか、こういう問題は、農業生産組合の定款において自主的にきめれば問題は解決する、こういうやうに考えておるわけでございます。これがいわゆるこの農業構造改善の自民党と社会党との異なるところであると思つてございまして。

そこで、協業の助長という問題でございますが、私はこの際、なかなか国会の数の問題において、とても私どもの意思が通らない。そういう意味から、まあまあ政府側におきましても、協業という問題でございますが、これを一歩前進させたという、こういう好意の考え方の上に立つておるわけでございます。それから、その意味において、これは当然促進させなければならぬ、というやうに考えておるわけでございます。助長という言葉は、昔の支那にありまして、これはきわめて消極的な悪い言葉であるわけでございます。退嬰的な言葉であるわけでございます。から、そういう意味合いにおきまして、積極的に農民の意欲を促進させていくという強い政策を打ち出すのでなければ、真に農業政策は農民のために立たないという、こういう考え方に立つて提案を申したわけでございます。きわめて最低の提案であるということを抑え承服したいと思つてございまして。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 北村暢君。

(北村暢君登壇、拍手)

○北村暢君 清澤議員の質問にお答えいたしたいと思いますが、価格政策の問題については亀田議員から答弁がございましたし、構造政策の問題につきましても安田議員から説明がございましたので、この点については、私、省略させていただきますが、基本法全般について提案をしておりますので、わずかの時間でこれの違いはつきりせよということについては非常に困難でございますので、私はまず前文における考え方、こういう問題について、政府の提案されております基本法と私どもの基本的な考え方との差というものを申し上げたいと存じます。

で、まず政府の案によりますという点、農業従事者は、このような農業のにない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。そしてこれが今度の基本法によって「農業及び農業従事者の使命が今後においても変わる」ということになっておるのではありません。この考え方というものは、いわゆる農民は、戦前においても、戦時中においても、戦後においても、いわゆる支配される階級として、非常に封建的なまた前近代的な形にお

いていたがゆえに、今日農業の近代化ということをあえて言わなければならぬ、こういう事態になっておるのでありますが、これを踏みつけるがごとくに、今度の基本法の前文においても、「農業従事者の使命が今後においても変わる」ということ

は、低所得、低生産に呻吟するということを前提にしなければ池田内閣の高度成長というものは成り立たない、こういうことを意味しているのじゃないかと思ふのであります。(拍手) こういう点からいまして、池田総理は、先ほどの答弁でも申しましたけれども、農業の自然的、経済的、社会的諸制約による不利を補正し、そして他産業との生産性の格差をなくしていくのだと、こういうことをおっしゃられてお

るのであります。これはあくまでも政府の考え方はいわゆる高度成長政策による考え方でありまして、この成長の生産性、これが向上するのだと、所得が上がるのだということになっておるのであります。しかしながら、私どもは、確かに経済の高度成長というものは、二重構造を克服する一つの手段であるとは考えますけれども、今日の情勢のままでいくならば、このままでいくならば、二重構造は、解消はおろか、所得の格差はより拡大をするという方向に向かうのであります。そ

う点からいまして、私どもの社会党の考えておる考え方と、いわゆる高度成長による楽観的な所得格差の解消というふうなことに、根本的に考え方が違ふのであります。(わかつた、わかつた)「規律を守れ」「時間だ」と呼ぶ者あり)規律を守れ何だ。時間になつてないじゃないか。

こういう点からいまして、日本の農業の生産政策、これについては、先ほど申しましたが、亀田議員、安田議員から触れておりましたので、私どもはほんとうに、農業の生産性を確保するということも、総生産を拡大するということも、もちろん考えますけれども、清澤議員自身が御質問になつたように、今日の成長拡大しつつある畜産物、こういう問題を一つ取り上げ

まして、先行き不安で、なかなか政府の思ひ通りに畜産が伸びるかどうかということについて、大きな疑問のあるところでありまして、従つて、私どもは、この考え方に立つ限りにおいて、畜産を振興するならば、まず、えさの問題を解決しなければならぬ。この考え方を徹底していくならば、いわゆる草地農業、牧野の改良、こういう粗飼料生産をする、このことが最も大事である。(時間々々と呼ぶ者あり)そのために二百万町歩草地の開発をや

て、現在のえさの政策、飼料の政策について、私どもはこれについて、現在の濃厚飼料七、粗飼料三の割合を、これを逆に持つていく。このことによつて、真に有効な酪農が確立できる、このような考え方に立つておる次第でございます。

以上、時間が参りましたので意を尽くしませんが、私の清澤議員への答弁にかえさせていただきます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 本日はこれにて延会いたします。

次会は明日午前零時十分より開会いたします。

議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時四十分散会

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君
副議長	平井 太郎君
議員	杉山 昌作君 牛田 寛君
	村山 道雄君 谷口 慶吉君
	森 八三三君 柏原 ヤス君
	小平 芳平君 田中 清一君
	櫻井 志郎君 加賀山之雄君
	稲浦 鹿蔵君 大泉 寛三君
	大竹平八郎君 加藤 正人君
	白太義一郎君 鈴木 恭一君
	白井 勇君 佐藤 芳男君
	吉江 勝保君 奥 むめお君

常岡 一郎君	辻 武壽君
竹中 恒夫君	三木興吉郎君
苦米地英俊君	田中 啓一君
山本 米治君	高瀬庄太郎君
佐藤 尚武君	天坊 裕彦君
市川 房枝君	近藤 鶴代君
村松 久義君	堀 末治君
藤野 繁雄君	村上 義一君
北條 篤八君	太田 正孝君
笹森 順造君	黒川 武雄君
泉山 三六君	杉原 荒太君
野上 進君	山本 杉君
谷村 貞治君	天竺 良吉君
米田 正文君	鳥島徳次郎君
岸田 幸雄君	北島 教真君
金丸 富夫君	川上 為治君
徳永 正利君	仲原 善一君
鈴木 万平君	手島 榮君
大谷藤之助君	鍋島 直紹君
石谷 憲男君	増原 恵吉君
山本 利壽君	佐野 廣君
後藤 義隆君	中野 文門君
前田佳都男君	上原 正吉君
岩沢 忠恭君	岡崎 真一君
武藤 常介君	野本 品吉君
小柳 牧衛君	宮澤 喜一君
谷口弥三郎君	杉浦 武雄君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君
紅露 みつ君	木内 四郎君
石原幹市郎君	斎藤 昇君
吉武 恵市君	永野 護君
下條 康賢君	林屋亀次郎君
小林 英三君	寺尾 豊君

昭和三十一年六月五日 参議院會議録第三十四号

大野木秀次郎君	田中 茂穂君	占部 秀男君	森 元治郎君	千葉 信君	近藤 信一君
柴田 栄君	江藤 智君	鈴木 壽君	伊藤 顯道君	羽生 三七君	内村 清次君
西田 信一君	林田 正治君	劍木 亨弘君	重政 庸徳君	江田 三郎君	野溝 勝君
木島 義夫君	村上 春蔵君	藤田 進君	亀田 得治君	松本治一郎君	山田 節男君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君	加瀬 完君	阿具根 登君	赤松 常子君	棚橋 小虎君
赤間 文三君	青田源太郎君	大和 与一君	大倉 精一君	國務大臣	
安部 清美君	堀本 宜実君	西川甚五郎君	下村 定君	内閣総理大臣	池田 勇人君
松村 秀逸君	松野 孝一君	小笠原三三男君	中田 吉雄君	農林大臣	周東 英雄君
井川 伊平君	塩見 俊二君	荒木正三郎君	小酒井義男君	政府委員	
上林 忠次君	梶原 茂嘉君	高田なほ子君	光村 甚助君	法制局長官	林 修三君
高橋 衛君	高野 一夫君	湯澤三千男君	井野 碩哉君	法制局第三部長	吉国 一郎君
前田 久吉君	河野 謙三君	植竹 春彦君	加藤シヅエ君	農林大臣官房審議官	大沢 融君
横山 フク君	平島 敏夫君	清澤 俊英君	吉田 法晴君		
館 哲二君	松平 勇雄君	木村禧八郎君	小林 孝平君		
小林 武治君	大谷 實雄君	松澤 兼人君	岩間 正男君		
青柳 秀夫君	井上 清一君	野坂 参三君	須藤 五郎君		
加藤 武徳君	高橋進太郎君	米田 勲君	大矢 正君		
小沢久太郎君	古池 信三君	森中 守義君	北村 暢君		
秋山俊一郎君	小山邦太郎君	永末 英一君	基 政七君		
安井 謙君	木暮武太夫君	安田 敏雄君	藤田藤太郎君		
迫水 久常君	重宗 雄三君	相澤 重明君	田上 松衛君		
堀木 鎌三君	郡 祐一君	田畑 金光君	木下 友敬君		
草葉 隆圓君	一松 定吉君	平林 剛君	秋山 長造君		
青木 一男君	鹿島守之助君	久保 等君	永岡 光治君		
木村篤太郎君	津島 壽一君	片岡 文重君	相馬 助治君		
野田 俊作君	大森 創造君	向井 長年君	戸叶 武君		
野上 元君	豊瀬 禎一君	椿 繁夫君	矢崎 三義君		
千葉千代世君	山本伊三郎君	成瀬 幡治君	天田 勝正君		
武内 五郎君	小柳 勇君	東 隆君	松浦 清一君		
鶴岡 哲夫君	横川 正市君	岡 三郎君	佐多 忠隆君		
鈴木 強君	坂本 昭君	田中 一君	重盛 壽治君		
中村 順造君	大川 光三君	藤原 道子君	村尾 重雄君		
岡村文四郎君	松永 忠二君	中村 正雄君	曾称 益君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区南本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(3)三一五
報部